

常陽銀行 ディスクロージャー誌 2009(別冊)
自己資本の充実の状況について

本誌は、平成 19 年金融庁告示第 15 号に基づく開示事項を記載しています。

なお、記載された計数については、原則単位未満を切り捨てて表示しています。

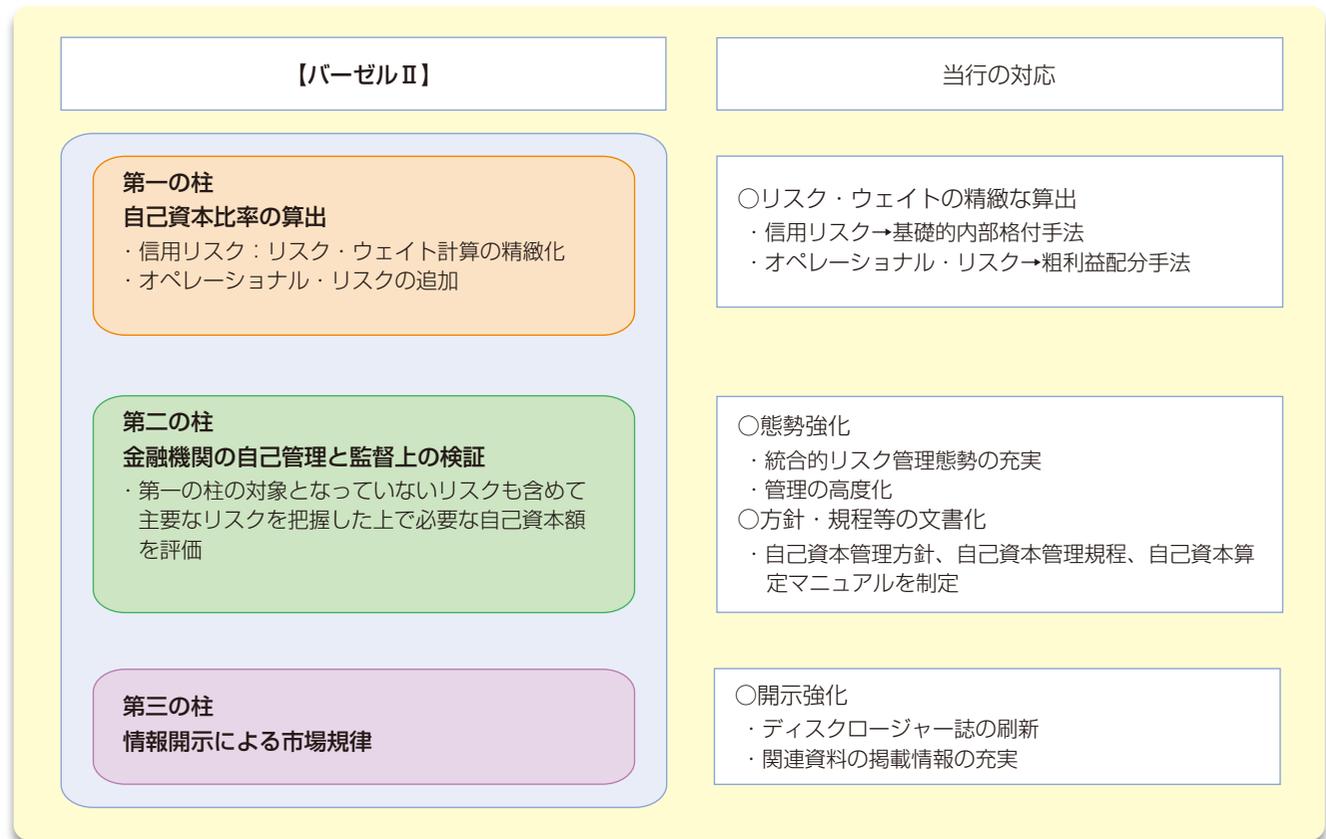
目次

I 自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の概要	2
II 自己資本比率の状況	4
III 連結開示事項	5
IV 定性的な開示事項	
1. 自己資本に関する事項	6
2. 信用リスクに関する事項	7
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	13
4. 派生商品等に関する事項	14
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	15
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	16
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	17
8. 銀行勘定の金利リスクに関する事項	18
V 定量的な開示事項〈連結〉	
1. 連結の範囲に関する事項	20
2. 自己資本の構成に関する事項	20
3. 自己資本の充実度に関する事項	21
4. 信用リスクに関する事項	22
5. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	30
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	30
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	31
8. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	32
9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	32
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	32
VI 定量的な開示事項〈単体〉	
1. 自己資本の構成に関する事項	33
2. 自己資本の充実度に関する事項	34
3. 信用リスクに関する事項	35
4. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	42
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	43
7. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	44
8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	45
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	45
解説	
1. リスク・アセットの算出方法	46
2. 信用リスクの算出手法「基礎的内部格付手法」	46
3. オペレーショナル・リスクの算出手法「粗利益配分手法」	47

I 自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の概要

バーゼルⅡとは、平成19年3月末から適用されている自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡでは、自己資本比率の算出（第一の柱）、第一の柱の対象と

なっていない銀行勘定の金利リスク等も含めた必要な自己資本額の自己管理（第二の柱）、その内容の開示（第三の柱）が求められています。



1. 第一の柱（自己資本比率の算出）とは

(1) 信用リスクにおけるリスク・ウェイト（掛目）の計算

バーゼルⅡでは、信用リスクにおけるリスク・ウェイトの計算方法が精緻化され、分母のリスク・アセット算出手法として、「標準的手法」と「内部格付手法」のいずれかを選択することとなっています。

「標準的手法」とは、予め決められた格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを適用する方法です。

「内部格付手法」は、銀行の内部格付に基づき算出した取引先のデフォルト確率や損失率等を用いて、リスク・ウェイトを算出する方法です。「内部格付手法」には、デフォルト確率を銀行が推計し、損失率等は各行共通のものとする「基礎的手法」と、損失率等も銀行が推計する「先進的手法」があります。なお、「内

部格付手法」を選択する場合は、金融庁の承認が必要となります。

当行は、当局の承認を得て、「基礎的内部格付手法」によりリスク・アセットを算出しています。

◆最低所要自己資本比率

銀行は営業を継続する上で、最低限必要な自己資本比率を満たしていくことが求められています（最低所要自己資本比率）。当行は国内基準適用行として、下記の基準により算出される比率で4%以上の確保が必要です。

なお、当行では売買目的での市場取引が少ないことから、自己資本比率算出にあたりマーケット・リスクは算入していません。マーケット・リスクの不算入にあわせてTierⅢについても自己資本に算入していません。

自己資本比率

$$= \frac{\text{自己資本 (Tier I + Tier II + Tier III - 控除項目)}}{\text{信用リスク + マーケット・リスク + オペレーショナル・リスク}}$$

(注)・最低所要自己資本比率

国内基準適用行は4%以上、国際統一基準適用行は8%以上となっています。

・Tier I (基本的項目)

自己資本の中で基本的な項目と位置付けられるものであり、資本金・法定準備金・利益剰余金などの資本勘定の合計額から、事業法人等向け及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の50%に相当する額などを控除した額になります。

・Tier II (補完的項目)

自己資本の中で補完的な項目と位置付けられるものであり、一般貸倒引当金、劣後債や劣後ローン等の負債性資本調達手段、土地再評価差額などから構成されます。

・Tier III (準補完的項目)

自己資本の中で準補完的な項目と位置付けられるものであり、期間2年以上の短期劣後債務(自己資本が不足した場合、利払い、償還を行うことができない特約が付されたもの)が該当します。

・控除項目

金融機関相互における資本調達手段の意図的な保有(ダブル・ギアリング)や低格付・無格付の証券化エクスポージャー額、事業法人等向け及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の50%に相当する額等が該当します。

(2) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程や役職員の活動、システムの不具合、もしくは外生的な事象により損失を被るリスクのことです。バーゼルIIでは、オペレーショナル・リスクに見合う自己資本の維持を求めており、計算手法として、「基礎的手法」、「粗利益配分手法」、「先進的計測手法」のいずれかで算出することとなっています。

「基礎的手法」は、粗利益に定められた掛目を乗じて算出する方法で、「粗利益配分手法」は、粗利益をさらに8つの業務毎に分け、それぞれに定められた掛目を乗じて算出する方法です。「先進的計測手法」は、統計的な手法により所要自己資本を算出する方法です。「粗利益配分手法」または「先進的手法」を採用する場合には、オペレーショナル・リスクの定性的な管理態勢を含めて金融庁の承認が必要となります。

当行は、当局の承認を得て、「粗利益配分手法」により所要自己資本を算出しています。

2. 第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)とは

第二の柱では、バンキング(銀行)勘定の金利リスクや与信集中リスクなど、第一の柱の対象となっていないリスクも含め、銀行自らがリスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本充実に取り組むことが求められています。また、当局はリスク管理手法の検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることになります。

銀行自身が自己資本戦略を立案し、管理する態勢を構築し、これを当局が検証することとなります。自己資本戦略では、景気の状態、当行のリスク特性等を踏まえ、当行が営業を継続していく上で必要な自己資本の維持を図ることを目標としています。

第二の柱では、当局による早期警戒制度として、バンキング勘定の金利リスクと与信集中リスクが管理対象となっています。バンキング勘定に関しては、アウトライヤー基準が設けられ、一定の基準により算出された金利ショックのもとでTier I資本とTier II資本の合計の20%を超える経済価値の低下が生じる銀行に対し、当局はリスクの削減、自己資本の増強などの早期是正措置を要請する可能性があります。

3. 第三の柱(情報開示による市場規律)とは

開示の充実を目的とする第三の柱では、第一、第二の柱に関する情報を開示し、その内容について市場の評価を受けることで、市場規律が有効に機能することが期待されています。

自己資本の内訳、自己資本比率の算定根拠、バンキング勘定の金利リスクも含めたリスク管理方針・手続など、第一の柱、第二の柱に関連する情報を開示し、市場を通じて開示内容の評価を受けることとなります。

定性的な開示事項のほか、リスクの保有状況や所要自己資本の内訳などの定量的開示事項も開示対象となっています。

II 自己資本比率の状況

当行の平成 21 年 3 月末の連結自己資本比率は 12.91%、単体自己資本比率は 12.74%で、国内基準行に関する最低所要自己資本比率である 4%を大きく上回り、十分な安全性を維持しております。

平成 20 年 3 月末対比では、貸出金の増加を主因にリスクアセットが増加したことから、連結自己資本比率は 0.31%、単体自己資本比率は 0.37%、それぞれ低下しました。

自己資本の基本的項目 (Tier I) をベースとした連結 Tier I 比率は 11.58%、単体 Tier I 比率は 11.52%となっており、自己資本の質の面でも問題ない水準となっております。

【連結】

(単位：百万円、%)

	平成 21 年 3 月末 (国内基準)			平成 20 年 9 月末 (国内基準)	平成 20 年 3 月末 (国内基準)
		平成 20 年 9 月末比	平成 20 年 3 月末比		
(1) 自己資本比率 (5) ÷ (6) (Tier I 比率) (2) ÷ (6)	12.91 11.58	△0.22 △0.37	△0.31 △0.49	13.13 11.95	13.22 12.07
(2) Tier I	365,150	702	△1,568	364,447	363,582
(3) Tier II	46,887	118	371	46,769	46,516
(4) 控除項目	4,832	△6,161	△7,134	10,993	11,966
(5) 自己資本 (2) + (3) - (4)	407,206	6,981	9,073	400,224	398,132
(6) リスク・アセット	3,151,983	103,833	141,927	3,048,150	3,010,056

【単体】

(単位：百万円、%)

	平成 21 年 3 月末 (国内基準)			平成 20 年 9 月末 (国内基準)	平成 20 年 3 月末 (国内基準)
		平成 20 年 9 月末比	平成 20 年 3 月末比		
(1) 自己資本比率 (5) ÷ (6) (Tier I 比率) (2) ÷ (6)	12.74 11.52	△0.22 △0.38	△0.37 △0.54	12.96 11.90	13.11 12.06
(2) Tier I	360,482	489	1,168	359,993	359,314
(3) Tier II	44,864	△35	△59	44,899	44,924
(4) 控除項目	6,730	△6,123	△7,015	12,853	13,746
(5) 自己資本 (2) + (3) - (4)	398,617	6,578	8,124	392,038	390,492
(6) リスク・アセット	3,127,312	103,805	148,968	3,023,507	2,978,343

自己資本比率は、平成 19 年 3 月期より「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 19 号 [以下、自己資本比率告示])」に基づき算出してい

ます。自己資本比率については平成 20 年 3 月期より以下の手法を採用しています。

信用リスクに関する手法：基礎的内部格付手法
オペレーショナル・リスクに関する手法：粗利益配分法

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第 3 条又は第 26 条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は 9 社です。

名 称	主要な業務の内容
常陽コンピューターサービス株式会社	計算受託業務
株式会社常陽リース	リース業務
常陽信用保証株式会社	保証業務
株式会社常陽クレジット	クレジットカード業務
常陽ビジネスサービス株式会社	事務受託代行業務
常陽キャッシュサービス株式会社	事務受託代行業務
株式会社常陽産業研究所	コンサルティング業務
常陽施設管理株式会社	不動産賃貸管理業務
常陽証券株式会社	証券業務

※平成 20 年 9 月 30 日に清算決議した常陽スタッフサービス株式会社については、平成 21 年 3 月 3 日に清算手続きが完了しております。

- (3) 自己資本比率告示第 9 条又は第 32 条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

- (4) 自己資本比率告示第 8 条第 1 項第 2 号イからハまで又は第 31 条第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

- (5) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第 12 号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属していない会社等は 1 先です。

名 称	主要な業務の内容
常陽 1 号投資事業組合	投資業務

- (6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

IV 定性的な開示事項

1. 自己資本に関する事項

当行は、業務に必要な自己資本の管理と統合的リスク管理態勢により、十分な自己資本で営業ができるよう対応しています。

(1) 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（平成 21 年 3 月末）

自己資本調達手段		概要
普通株式（822 百万株）		完全議決権株式（816 百万株） なお差額は、すべて単元未満株式。
期限付劣後債務	劣後特約付借入金（350 億円）	ステップアップ金利特約付期間 10 年（期日一括返済） 但し、5 年目以降期限前弁済が可能。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本の充実度に関する評価方法として、自己資本比率規制に対応した「自己資本管理」と、内部管理としての「統合的リスク管理」のふたつの切り口から評価を行なう態勢としています。

①自己資本管理

自己資本管理では、業務継続に必要な所要自己資本を管理し、水準の維持・向上に努めることとしています（現状では、国内基準行として必要とされている自己資本比率は 4%以上です）。

景気や地価の変動など、将来の環境変化を見据えたシミュレーション等の実施により自己資本の変化を予想し、自己資本の充実度が十分でないと判断した場合には、自己資本の増強、リスク量の削減等を実施する態勢としております。

②統合的リスク管理

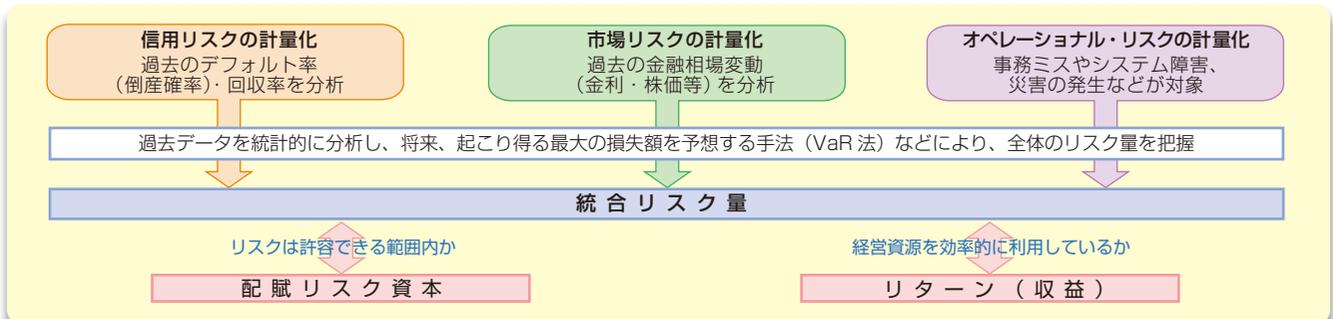
統合的リスク管理では、Tier I を基本とした配賦可能資本をリスクの種類毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）に配賦し、計量化した各リスク量（使用リスク資本）が配賦した資本の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本がリスクに対比して十分であるかを評価する態勢としています。

また、リスク毎に配賦した資本を営業関連、市場関連、ALM の各セクションに割り当て、配賦資本に対する利益率（RAROC：Risk Adjusted Return on Capital、等）を内部管理上の収益指標に活用することにより、健全性の確保を図る一方、リスクに見合った収益の獲得を目指して対応しています。

6

定性的な開示事項

<統合的リスク管理の概要>



<リスク資本の配賦>



2. 信用リスクに関する事項

当行は、審査部門を営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、中間管理の徹底等によって新たな不良債権の発生防止に努めつつ、資産自己査定態勢を整備し、問題のある債権については適正な償却・引当を実施しています。また、「取引先格付」に基づき信用リスクを計量化し、定期的なモニタリングを通じて信用リスク管理手法の適切性を検証するとともに、リスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を行うことにより、資産の健全性の維持・向上に取り組んでいます。

(1) リスク管理の方針および手続の概要

①信用リスクとは

信用リスクとは、融資取引先の信用悪化に伴い、貸出金などの元本および利息が約束通り返済されなくなり、銀行が損害を被るリスクであり、銀行業務上の最も重要なリスクのひとつと言えます。

当行は、新たな不良債権の発生を防止し、資産の健全性の向上を図るため、信用リスク管理に総力をあげて取り組んでいます。

②リスク管理の方針

当行では、「信用リスク管理指針」を制定し、個別与信管理の厳格な運用とリスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を信用リスク管理の基本方針としています。

(ア) 個別与信管理

審査部門については営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、融資取引先の中間管理の徹底により債権の劣化防止に努めています。

なお、当行では電子稟議及び格付自己査定システムを導入し、審査業務の効率化とリスク管理の厳格化を図るとともに、貸出先の業況や担保価値の変化などを自己査定結果に都度反映する態勢を整備し、信用リスク管理の高度化を図っています。

また、スコアリング審査を導入し、小口案件に対する審査の均質化・効率化を進めています。

(イ) 取引先格付

融資取引先の財務状況、資金繰り等の財務データに定性的な評価を加味して、取引先を12区分の格付に分類しています。格付区分は、年1回の定期的な見

直しに加え、信用状況の変化に応じて随時見直しを行っています。

「取引先格付」は、自己査定のベースとなっているほか、信用リスク量の把握、貸出金利の設定や決裁権限など、信用リスク管理全般に活用しています。

また、個人ローン等はリスクの特性等で区分したグループ管理を行っています。

(ウ) 資産自己査定

自己査定とは、金融機関自らの資産について個々に分析・検討し、資産価値の毀損や回収の危険性の程度に従って分類・区分することです。

当行では、まず一次査定として営業拠点が格付区分に基づき債務者区分を判定します。次に、審査所管理部がこれをチェックし(二次査定)、さらに経営監査部が自己査定結果やプロセスの正確性について監査を実施する態勢を敷いています。この結果に基づき、貸倒のリスクが大きいと考えられる債権については適正な償却・引当を実施しています。また、規程や基準の適切性についても継続的に検証し、適時見直しを行っています。

(エ) 信用リスクの計量化

「信用リスクの計量化」とは、取引先の倒産や経営悪化などにより発生が見込まれる将来の損失額(信用リスク量)を統計的に予測することであり、当行では、「取引先格付」にもとづき、お取引先毎に保全状況を勘案して信用リスク量を算出しています。

信用リスク量は、過去の倒産実績に基づき平均的に発生するリスク量(予想損失額)と、景気的大幅な変動や与信集中によりさらに超過して発生するリスク量(予想損失変動額)の2つに分けて把握しています。

(オ) 与信ポートフォリオ管理

与信全体をひとつのかたまり=ポートフォリオとして捉え、マクロ的な視点で信用リスク管理を行っています。信用リスクの計量化に基づき、格付別・地域別・業種別構成などの分析・評価を行い、特定の業種や企業グループに信用リスクが集中していないか、定期的にモニタリングを実施しています。

モニタリングによって与信集中リスクを厳格に管理し、与信分散を行うことにより信用リスク量を軽減し、適正な信用リスクテイク・収益力強化に努めています。

また、信用リスク管理の実効性を高めるため、毎月、「ALM 委員会」や「リスク管理委員会」において分析・評価を実施し、取締役会へ報告を行う態勢としています。

③貸倒引当金の計上基準

厳格な自己査定結果にもとづき、予め定めている償却・引当基準に則り、貸倒引当金を計上しています。

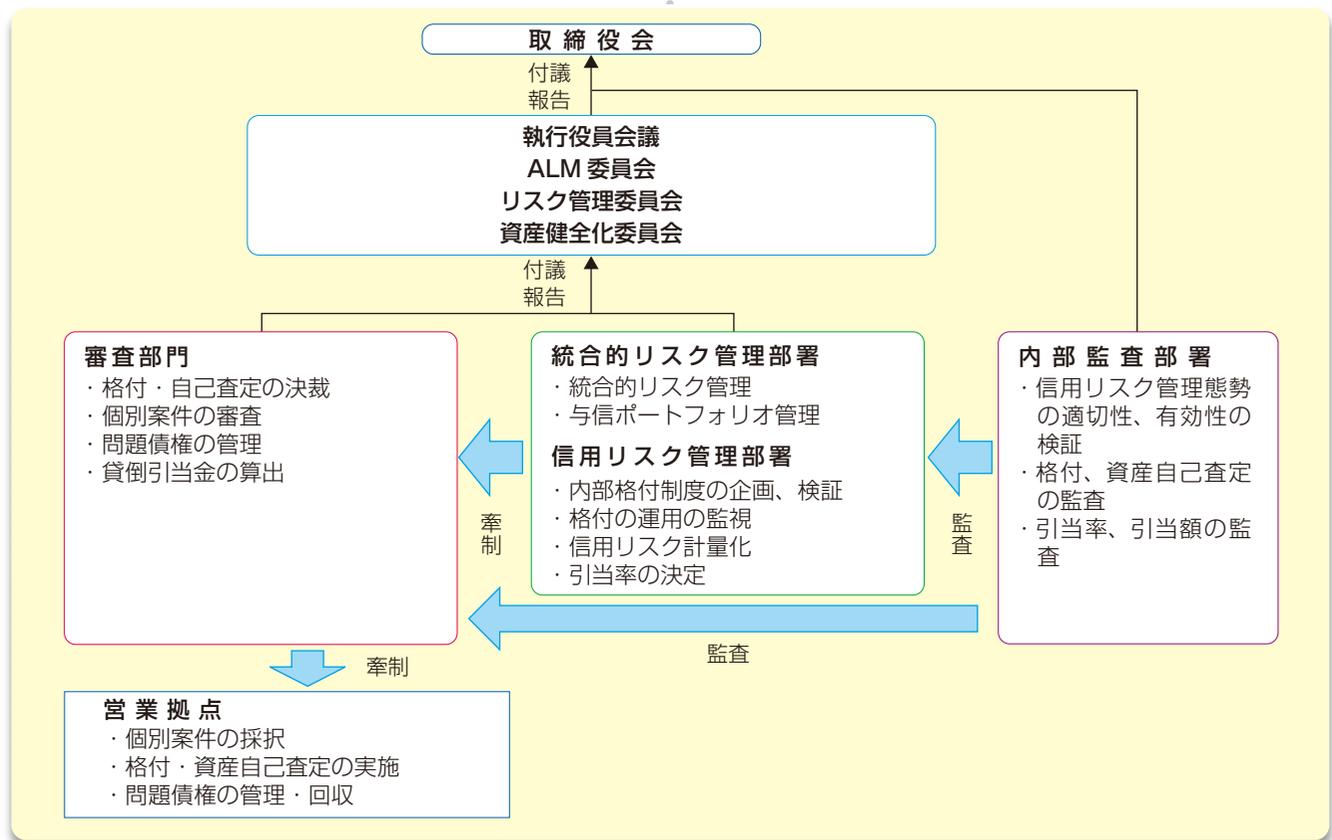
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、担保などによる保全額を控除した後の回収

が懸念される額に対して、100%の引当処理を実施しています(注)。また、現在経営破綻の状態にはないが、今後経営破綻に陥る可能性の大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき、計上しています。

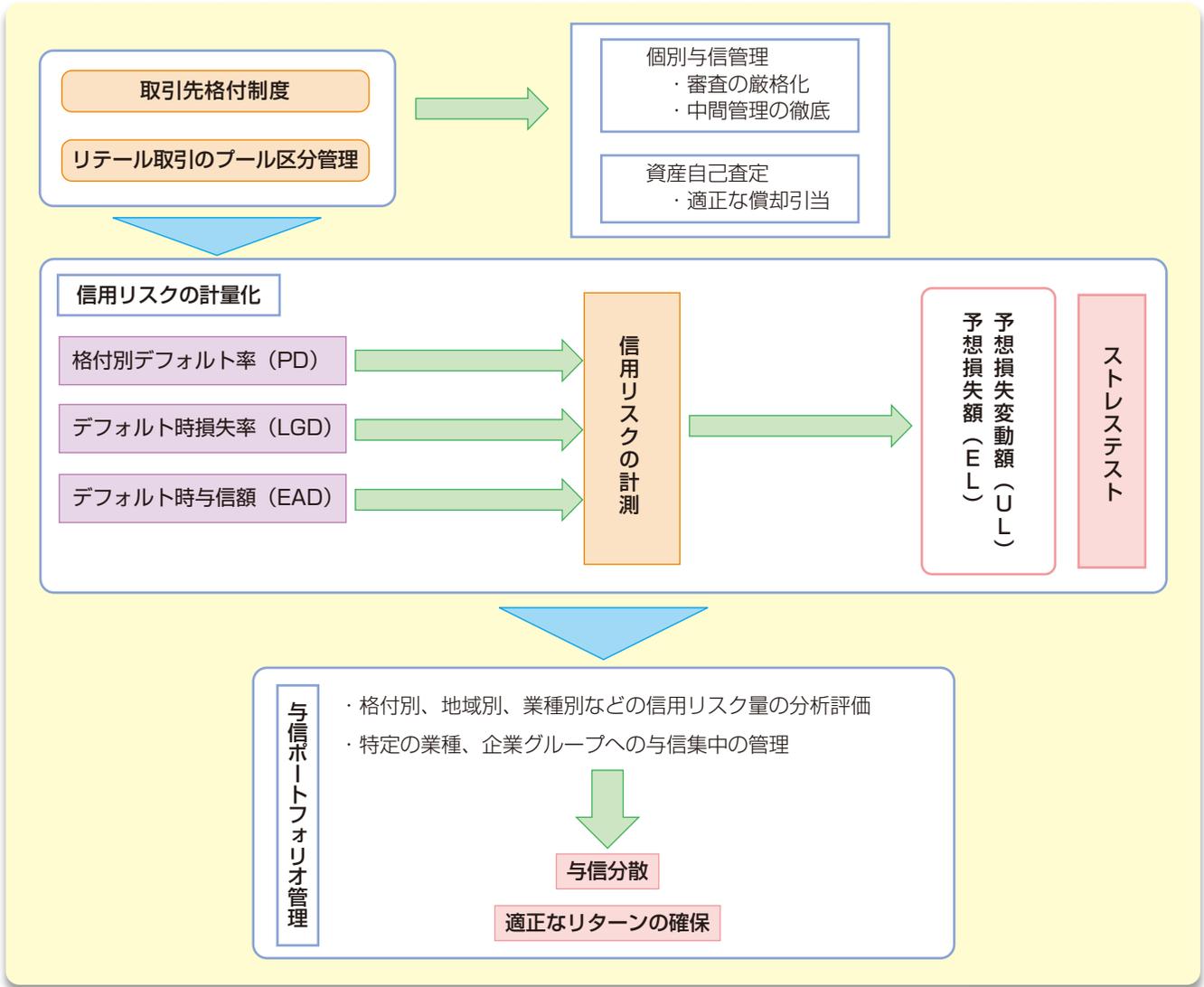
(注) 回収不可能または無価値と判断した債権は「部分直接償却」を実施し、貸借対照表より減額しています。

引当金の種類	債務者区分	貸倒引当金の計上基準
一般貸倒引当金	正常先	貸倒実績率から算出した今後1年間に発生が見込まれる損失額を計上
	要注意先	
	要管理先	貸倒実績率から算出した今後3年間に発生が見込まれる損失額を計上
個別貸倒引当金	破綻懸念先	未保全部分のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上
	実質破綻先	
	破綻先	未保全部分の全額を計上

【信用リスク管理体制】



【信用リスク管理の概要】



(2) 基礎的内部格付手法を部分的に適用していない
エクスポージャーの性質、エクスポージャーを適
切な手法に完全に移行させるための計画

①基礎的内部格付手法を適用していない資産

連結子会社及び銀行本体の一部の資産について、
標準的手法を適用し、信用リスク・アセットを計算し
ていますが、いずれも自己資本比率を算出する上では、
重要な影響を与えるものではありません。

(ア) 連結子会社

連結対象のグループ会社のうち常陽信用保証株式会
社を除き、全て標準的手法にて自己資本比率算出の基
となる信用リスク・アセットを計算しています。

【連結子会社に適用する手法】

会社名	適用する手法
常陽信用保証株式会社	基礎的内部格付手法
常陽コンピュータサービス株式会社	標準的手法
株式会社常陽リース	
株式会社常陽クレジット	
常陽ビジネスサービス株式会社	
常陽キャッシュサービス株式会社	
株式会社常陽産業研究所	
常陽施設管理株式会社	
常陽証券株式会社	

(イ) 銀行本体

銀行本体の資産のうち、少額で、内部格付を付与することが困難であり、信用リスク管理上重要でないと判断される資産については、例外的に標準的手法を適用して信用リスク・アセットを計算しています。

②基礎的内部格付手法を段階的に適用する資産・連結子会社

連結子会社のうち、株式会社常陽クレジットについては、平成23年3月末からの基礎的内部格付手法の適用を予定しています。

(3) 標準的手法¹が適用されるポートフォリオについて

①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性や信頼性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、次の格付機関を採用しています。

適格格付機関の名称
・株式会社格付投資情報センター (R&I) ・株式会社日本格付研究所 (JCR) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

¹ 標準的手法：外部格付機関の格付を利用し各区分に応じたリスクウェイトを適用することにより、信用リスク・アセットを算出する手法。

②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

全ての資産について上記4格付機関を使用しています。

(4) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

①使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しています。

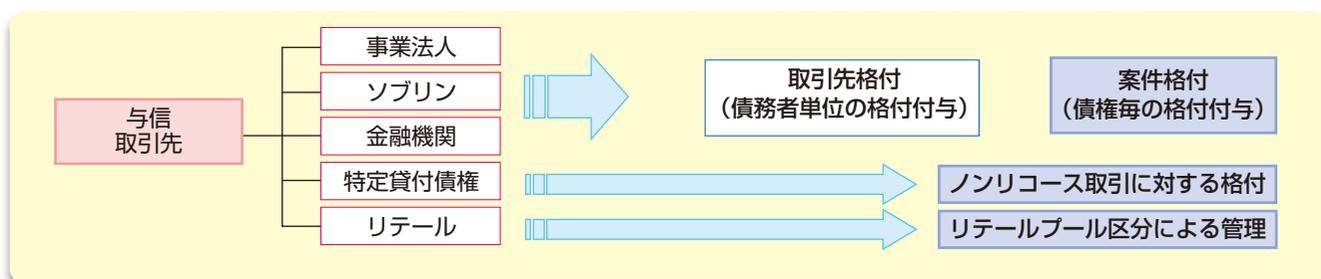
②内部格付制度の概要

当行の内部格付制度は、「取引先格付」「案件格付」「リテールプール区分」から成り立っています。

事業法人等向けエクスポージャーについては、「取引先格付」「案件格付」を適用し、リテール向けエクスポージャーについては、「リテールプール区分」を適用しています。

エクスポージャー区分	細区分	備考	適用する格付制度
事業法人等向けエクスポージャー	事業法人	与信残高20百万円以上の先	取引先格付 案件格付
	ソブリン	国、地方公共団体等	
	金融機関	金融機関、証券会社等	
	特定貸付債権	ノンリコース型(非遡及型)の融資等	ノンリコース取引に対する格付
リテール向けエクスポージャー	住宅ローン		リテールプール区分
	カードローン		
	その他消費性	マイカーローン、フリーローン等	
	その他事業性	与信残高20百万円未満の先(アパートローンは1億円未満)	

[内部格付制度の概要]



③取引先格付制度の概要

取引先格付は、信用リスクの大きさに応じて下表の 12 の格付に区分しています。

[取引先格付区分]

格付区分	格付の定義	自己査定 の債務者区分
1	債務履行の確実性に全く問題がないと認められる先。	正常先
2	債務履行の確実性が高い水準にある先。	
3	債務履行の確実性が十分である先。	
4	債務履行の確実性は高いが、大きな環境変化には影響を受ける可能性がある先。	
5	債務履行の可能性は当面問題ないが、環境変化の影響を受け易い先。	
6	債務履行の可能性は当面問題ないが、将来安全とはいえない先。	
8-1	貸出条件、履行状況、財務内容などに問題があり、今後の管理に注意を要する先。	要注意先
8-2	要注意先で以下のいずれかに該当する先。 ・表面または実質債務超過のいずれかに該当する先 ・1ヶ月以上の延滞先	
8-3	要注意先で以下の要管理債権のいずれかがある先。 ・3ヶ月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権	
9	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。	破綻懸念先
10-1	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが ない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先。	実質破綻先
10-2	法的、形式的な破綻の事実が発生している先。	破綻先

④リテールプール区分の概要

取引先のリスク特性、取引のリスク特性等により区分したプールごとに管理しています。

プールは、PD、LGD および EAD ごとに延滞の有無、商品種類などにより区分しています。

パラメータ	プール区分
PD	延滞の有無、商品種類、取引先の属性、融資 実行後の経過年数等でプール区分を決定してい ます。
LGD	保全率、商品種類によりプール区分を決定して います。
EAD	空枠率によりプール区分を決定しています。

PD：デフォルト率…1年間に債務者がデフォルトする確率のこと
です。

LGD：デフォルト時損失率…デフォルトした債権に生じる損失額の
割合のことです。

EAD：デフォルト時エクスポージャー…デフォルト時における与信
額のことです。与信枠が設定されている場合、空枠に対し
て追加引出が行われる可能性も考慮します。

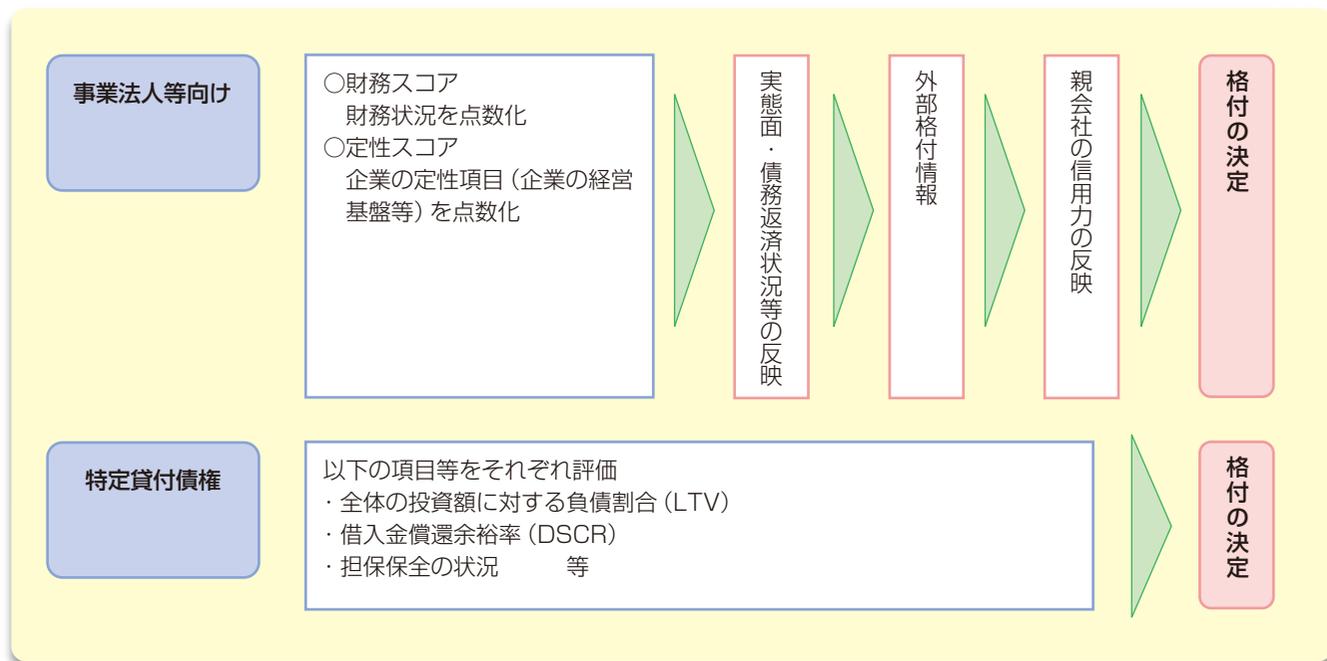
⑤ポートフォリオごとの格付付与手続の概要

内部格付制度における格付付与手続の概要は以下のとおりです。

(ア) 各格付付与手続の概要

格付制度	概要
取引先格付	取引先の財務状況、資金繰り等の財務データに定性的な評価を加味して格付を決定しています。 取引先が外部格付を取得している場合は、当該外部格付により調整を行い、最終的な格付を決定しています。
案件格付	案件ごとの保全の状況、取引先格付に応じた損失の発生可能性により格付を決定しています。
ノンリコース取引に対する格付	案件ごとの財務体質、取引の特徴、担保状況等により、格付を決定しています。なお、案件の信用力を評価する基準は「スロットティング・クライテリア」に準拠しています。
リテールプール区分	個人ローン等一定の小口分散化されている取引について、取引先ごとに格付を付与するのではなく、リスク特性が似た同質な案件をプールに区分して管理しています。商品種類、取引先のリスク特性、案件のリスク特性、延滞状況等を勘案してプール区分を決定しています。

(イ) 取引先格付、ノンリコース取引に対する格付の付与手続の概要



⑥ PD などの推計手続

当行が採用している基礎的内部格付手法は、内部データをもとに取引先格付区分ごとの PD とプール区分ごとの PD・LGD・EAD の推計を行います。

PD は、過去の内部デフォルト・データに基づく事業年度ごとの実績値を計測し、さらに、統計的誤差等の保守的な修正を加えて推計値を算出しています。

LGD、EAD についても内部データをもとに、保守的な修正を加えて推計値を算出しています。

⑦ 内部格付制度の検証

リスク統括部は、内部格付制度における以下の項目について適切性を定期的に検証しています。

- (ア) 取引先格付については、信用力を適切に判定しているか等を検証しています。
- (イ) リテールプール区分については、リスク特性により適切に区分されているか等を検証しています。
- (ウ) PD、LGD、EAD については、推計値と実績値の乖離度合の検証を行っています。

⑧自己資本比率算出目的以外でのPDなどの利用状況

事業法人向けエクスポージャーについては、LGD、EADの推計を行っていないため、自己資本比率算出に使用しているPD、LGD、EADは、信用リスク量計測等の内部管理には利用していません。

なお、銀行の内部管理におけるデフォルト定義は、

個別貸倒引当金の対象となる破綻懸念先以下(格付9、10-1、10-2)としているのに対して、自己資本比率算出で用いるデフォルト定義は、要管理先以下(格付8-3、9、10-1、10-2)としています。

自己資本比率算出に使用しているPDと行内管理のPDを算出する基データは同じものです。

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) 信用リスク削減手法とは

「信用リスク削減手法」とは、当行が抱える信用リスクを削減させる効果のある担保、保証及びクレジット・デリバティブのことであり、当行は、自己資本比率算出にあたって、これらの信用リスク削減効果を反映させています。

当行では、担保、保証を与信の安全性の補完手段として位置付けていますが、与信取引を行うに際しては、過度に依存することなく、取引先の資力、信用度、貸出金の資金使途、返済財源等を十分に検討し、回収の確実性を期すこととしています。

(2) 貸出金と預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

一定の事由の下に相殺が可能な契約下にある自行預金については、自己資本比率算出上、信用リスク削減手法として用いています。

自行預金は、債務者から担保提供を受けていない定期預金を対象とし、貸出金、コールローン、金融機関への預け金、未収利息について、信用リスク削減効果を反映させています。

なお、本項でいう相殺とは、自己資本比率を算出する上で預金によって貸出金の信用リスク・アセットを削減させるという内部管理上の手続であり、実際に貸出金の回収手段として相殺を実行することと同義ではありません。

(3) 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

レポ形式(現金担保付債券貸借取引)の取引については、一定の条件を満たし、法的に有効なネットリング契約について信用リスク削減効果を反映させています。

(4) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保を取得するにあたっては、登記や確定日付によって第三者対抗要件を備え、債権保全上支障が出ないように管理しています。

また、当行が定める担保規定に基づき、担保の種類や状態に応じて適切な評価を行っています。

(5) 主要な担保の種類

当行が債権保全を図る目的で取得する担保のうち、自己資本比率算出にあたって信用リスク削減効果を反映させるものは、適格金融資産担保として認められる現金及び自行預金、上場企業の株式および適格資産担保として認められる不動産としています。

(6) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

当行では、ソブリン、金融機関及び事業法人のうち一定水準以上の債務者格付が付与されている保証人を「適格保証人」とし、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。なお、クレジット・デリバティブについては、該当ありません。

(7) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の反映の効果が大きいのは、保証と不動産担保によるものです。

保証残高上位の先は、信用保証機関、国・地公体であり保証能力に問題はありません。

また、不動産担保については、地価下落等による担保価値変動リスクをストレステストのシナリオに織り込み、一定の地価下落があった場合でも、自己資本の充実度に大きな影響のないことを確認しています。

4. 派生商品等に関する事項

当行は、派生商品取引²及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関して限度枠を設定し、当行所定の方式を用いて与信相当額を算出し管理しています。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

① リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針

対金融機関向けの派生商品取引については、国別与信枠及び個社別のクレジットラインを設定し、与信額を日次で管理しています。

国別与信枠は、「国別与信枠管理規程」を制定し、国別に与信限度額を設定しています。

個社別のクレジットラインは、「銀行・証券別クレジットライン管理規程」により個社別のデリバティブ枠を設定し管理しています。

対顧客向けの派生商品取引については、顧客の金利リスクや為替リスクに対するヘッジのための商品を取扱っています。これら商品については、お客様への説明や事務取扱いマニュアルを制定し、金融商品取引法などの法令に則った顧客保護の立場に立った勧誘活動、お客様のニーズに合った販売を行っています。

なお、派生商品取引の与信限度額については融資取引と同様、お客様毎の信用力、取引状況等に応じて設定し、融資取引など他の与信取引と合算して個社別に限度額管理を行っています。

② 自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

対金融機関向けの派生商品取引のうち、一部金融機関と個別にCSA契約（クレジット・サポート・アネックス契約）を締結しています。同契約には当行の信用力に応じて担保提供する条項があり、該当取引の範囲内で一定の追加担保を提供する義務が生じる場合がありますが、影響度は限定的と認識しています。

² 派生商品取引：外国為替関連、金関連、金利関連、株式関連、貴金属関連、その他コモディティ関連取引に係る先渡、スワップオプション等のデリバティブ取引およびクレジット・デリバティブ。

5. 証券化エクスポージャー³に関する事項

当行は、現在のところ投資家としてのみ証券化取引⁴に関与しています。証券化取引のリスクに対しては、投資基準を設定し、基準に適合していることを確認した上で投資する態勢としています。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

①オリジネーターとしての証券化取引

当行は、証券化取引に関して投資家として関与しており、オリジネーター（直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関与している参加者）及びサービス（裏付資産の債権回収及び付随するサービスを提供する参加者）としては関与していません。

②投資家としての証券化取引

(ア) リスク管理態勢

(a) 投資限度額の設定

市場部門における証券化商品に対する投資につきましては、「有価証券投資運用規程」を制定し、以下の投資限度を設定しています。

- ・投資する証券化商品の種類を限定しています。
- ・投資ランク及び投資期間に応じて決裁権限を設定しています。
- ・裏付資産が同一プールの証券化商品は実質的に同一銘柄として、合算管理を実施しています。

(b) 購入時のリスク分析及び管理

購入時には、証券化商品の仕組や裏付資産のリスク分析を事前に行ない、投資基準に適合していることをリスク統括部が事前確認しています。

また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、ALM委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としています。

(c) モニタリング

投資限度額の遵守状況に関しては、リスク統括部が取締役会へ月次で報告している他に、定期的に関連部とレビュー会議を開催し、証券化商品全般及び個々の銘柄の対応方針を再検討しています。

(d) 価格変動リスクの許容限度

時価が一定の基準を超えて下落した場合は、裏付資産の状況などを再検証し、資産の劣化がある場合は売却等の対応を実施しています。

(イ) 証券化取引にかかる取り組み方針

証券化商品は、一般社債と比較して多様なリスクファクターを内包していることから、定期的に裏付資産の分析を行い、レビュー会議にて対応方針の見直しを行なっています。

(ウ) 証券化取引における関与の度合い

高格付でリスク分散された証券化商品に対して投資を行ってきましたが、サブプライム問題を契機とした市場の混乱を踏まえて、リスク管理態勢の強化や投資方針の見直しを行ったことにより、証券化商品のエクスポージャーは減少しました。

(2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出は、「外部格付準拠方式」を使用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当行では、証券化取引に対する投資における会計処理につきましては、「金融商品に関する会計基準」および日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に即した会計処理を採用しています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断につきましては、(株) 格付投資情報センター (R&I)、(株) 日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サー

ビズ(S&P) の適格格付機関 4 社を使用しています。
なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っていません。

- 3 証券化エクスポージャー：証券化取引に係るエクスポージャー。
- 4 証券化取引：原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある 2 つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクは、銀行等の業務の過程や役職員の活動、システムが不適切であること、もしくは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

リスクの特性を正しく理解し、業務の過程等からリスクを洗い出し、リスクに応じた改善策を講じるとともに、その効果を検証し、十分な効果が得られるまで繰り返し改善策を講じていく PDCA サイクルにより、適切なリスク管理態勢の維持・向上を図っています。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

①オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクは、銀行の業務の過程、役職員（パートタイマー、派遣社員等を含む）の活動もしくはシステムが不適切であること、もしくは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当行では、オペレーショナル・リスクを【事務リスク】、【システムリスク】、【人事管理リスク】、【有形資産リスク】、【コンプライアンス法務リスク】の 5 つのカテゴリーに分けて管理しています。

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、事故、不正等を引き起こす、外部者による不正行為、業務委託先の不正確な事務、事故等に起因するリスク
システムリスク	システムのダウン・誤作動などシステムの不備、役職員による不正使用、外部者によるシステムへの不正もしくは災害等によりシステムが稼動しないなどのリスク
人事管理リスク	雇用、健康、安全に関する法令、協定に違反した行為、個人傷害に関する支払いもしくは差別行為に起因するリスク
有形資産リスク	災害、資産管理の瑕疵、外部者の不正、テロ等により、有形資産の毀損や執行環境の質の低下等により損失を被るリスク
コンプライアンス法務リスク	取引の法律関係が確定的でないこと、役職員の不正による法令違反行為、外部の不正行為等により損失を被るリスク

②オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスクを適切に管理するための責任者として担当役員を任命しています。また、当行全体のオペレーショナル・リスク管理が統合的かつ網羅的となるように、リスクカテゴリーごとに統括管理部署を設置するとともに、その全体をリスク統括部が統括する態勢としています。組織横断的な協議の場である「リスク管理委員会」においては、リスクの状況を報告し、必要に応じて管理態勢の見直し等について協議する態勢としています。

③オペレーショナル・リスクの管理方針および管理手続

オペレーショナル・リスクは、経営の安定性と健全性を確保する上で適切に管理すべきリスクです。当行は、リスクを把握・評価し、対応策を策定 (Plan)、実施 (Do) し、モニタリング (Check)、改善 (Action) させる PDCA サイクルによりリスクを適切な水準に維持・管理するように努めています。

具体的には、事務ミス、システム障害などリスクが顕在化した事象から適時リスクを把握するとともに、定期的に重要な商品、業務、プロセス、システムに内在するリスクを洗い出し網羅的にリスクを把握します。次に、把握したリスクをそれぞれの特性にあった方法

により評価します。例えば、事務リスクについては、当行で発生した事務ミスなどオペレーショナル・リスクが顕在化した事象のデータベースを利用し、一方事象が発生していない潜在的なリスクには想定されるシナリオを利用し、分析、評価しています。

このリスクの評価結果に基づき、再発防止策や安全対策を講じるなど適切な対応策を策定、実施します。実施後もリスクが顕在化しているかなどその対応策が有効であるかをモニタリングし、必要に応じて更なる改善策を講じます。これらの過程をリスクが十分に軽減されるまで繰り返すことで、リスク管理の継続的な向上を図っています。

オペレーショナル・リスクを管理する上での重要な情報としてリスクが顕在化した損失事象を収集する態勢を整備し、リスクの把握・評価、対応策の策定に活

用するとともに、その発生状況等を取締役会、リスク管理委員会等に定期的に報告しています。その中でも顧客・経営への影響が大きい重大な事象については、速やかに経営陣に報告する態勢としています。

取締役会は、これらの管理態勢を「オペレーショナル・リスク管理規程」等に定めて、適切に管理する態勢を整備し、必要に応じて見直しています。また、管理態勢が有効に機能しているかを内部監査部門である経営監査部が監査しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、自己資本比率告示に定める「粗利益配分手法」を採用しています。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資、株式等については、経営体力に応じた適切なリスク・テイクを基本方針とし、リスク・リターンを検討しながらコントロールを行なっています。

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

① リスク管理の方針

当行では、「経営体力に応じた適切なリスク・テイクを基本方針とし、過度のリスクを負うことの無いようリスク・リターンを検討しながらコントロールを行なうこと」を市場リスクの管理方針とし、出資又は株式等のリスク管理を行っています。

② 手続の概要

株式等への投資金額及び資本配賦額（リスク限度額）等については、将来の金利や株式市況等の見通しに基づく期待収益率、金利と株価の相関関係等を考慮した上で、半期ごとの総合予算委員会で討議し、取締役会で決定しています。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR⁵（バリュー・アット・リスク）により行っています。信頼区間は99%、

保有期間については、処分に必要と考えられる期間等を考慮し、6ヶ月として計測しています。限度額を超過しないよう、チェックポイントとしてアラームポイントを設定し、毎月開催のALM委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況等をチェックする態勢としています。

③ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとの評価基準

株式等の評価は、以下の基準により行っております。

区分	評価基準
その他有価証券	
時価のあるもの	
上場株式・上場投資信託	決算期前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法
上記以外	決算日の市場価格等に基づく時価法
時価のないもの	移動平均法による原価法又は償却原価法
子会社株式	移動平均法による原価法

また、その他有価証券の評価差額⁶については、全部純資産直入法⁷により処理しています。

④株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

株式等について会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しています。

- 5 VaR：Value at Riskの略。過去の一定期間のデータをもとに、将来の特定の期間内に、一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで減少するかを理論的に算出した数値。
- 6 評価差額：現在価値と簿価の差額。プラスであれば評価益、マイナスなら評価損。
- 7 全部純資産直入法：評価差額（評価差益および評価差損）の合計額を資本の部に計上する方法。

8. 銀行勘定の金利リスクに関する事項

当行は銀行勘定の金利リスクに対して、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、資産・負債の総合管理態勢を通じて厳格に対応しています。

なお、金利リスク量の算定手法としてVaRを用いていますが、併せて多面的な手法によるリスク分析を行ないながら、機動的なリスクコントロールに心掛けています。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理の方針

当行は、お客様に対する良質な金融サービスを提供していくため、中長期的な観点から適切な資産・負債運営（ALM：Asset Liability Management）を通じた収益の向上、当行の財務基盤の強化に資するよう業務を遂行することとしています。

金融を取り巻く環境の変化やデリバティブなど新たな金融技術の進展を背景に、多様化するお客さまのニーズに適切に対応し、銀行全体の収益力向上に資する市場取引の実施と経営体力に見合った金利リスクコントロールを行なうことをリスク管理に関する基本方針としています。

②手続の概要

金利リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内でリスク許容限度を設定（資本配賦の実施）し、その限度内でリスクテイクを行なう態勢としています。具体的なリスク対応方針は、毎月開催のALM委員会で討議され、取締役会に報告する態勢としています。

銀行勘定における金利リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っています。信頼区間は99%、保有期間については、リスクコントロールに必要と考えられる期間等を考慮し、6ヶ月として計測しています。毎月開催のALM委員会において、限度額を超過しないよう、その手前にチェックポイント

としてアラームポイントを設定し、その抵触状況、限度額の遵守状況等をチェックし、必要な対応を検討する態勢としています。

また、自己資本比率規制におけるアウトライヤー基準（金利リスクの限度管理の一手法）⁸に対処するため、一定の基準により算出した金利ショックのもとで生じる経済価値の減少が、Tier IおよびTier IIの合計額の20%を超過しないよう、その手前にアラームポイントを設定し、抵触状況、遵守状況をチェックし、必要に応じて対応を検討する態勢としています。

当行は、アウトライヤー基準の金利リスク量算出にあたり、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値・99パーセンタイル値を金利ショックシナリオとして使用しています。

また、金利リスクの算出にあたって、要求払預金のうち引き出されることなく銀行に一定期間滞留が見込まれる預金をコア預金として取り扱っています。コア預金については、当行の過去の預金データをもとに、金額および滞留期間を算出しております。

⁸ アウトライヤー基準：金融庁の早期警戒制度上のモニタリング基準。銀行勘定における金利リスク量（経済価値減少）が自己資本（Tier I + Tier II）に対し20%を超える銀行をアウトライヤー銀行という。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では金利リスクの把握・コントロールに際し、VaR 法、BPV 法のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的な計測方法を組み合わせて活用しています。具体的には、以下の基本ルールに沿って、リスク管理方法の高度化・厳正化に取り組んでいます。

・リスクを計量化して把握・管理することが可能なりリスクについては、VaR (バリュー・アット・リスク)、BPV (ベーク・ポイント・バリュー)、ギャップ分析、シナリオ分析 (シミュレーション法)、金利感応度分析などを用いてリスクの多面的な分析を行ない、抱えるリスクを当行の経営体力に見合う範囲にコントロールしています。

・バックテスト⁹ やストレステスト¹⁰ などにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に引き続き努めていきます。

⁹ バックテスト：実際の損益変動が VaR を上回って発生する割合を算出することにより、VaR の信頼性を検証するもの。

¹¹ ストレステスト：基本的には可能性が低い、蓋然性のある事象が発生した場合の金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する方法。

なお当行が内部管理上使用している金利リスク量として、VaR を算定していますが、その算定手法の概要は下記の通りです。

①円貨 (邦貨預貸金・邦貨債券・円金利スワップ・その他円資産負債)

計測対象とする資産負債のキャッシュフローを金利期日ベース (固定金利商品は資金期日) で取得します。計測基準日の市場金利を使用して、期間毎のゼロ・クーポンレート¹¹ を作成し、取得したキャッシュフローに割引率を乗じて、資産負債の現在価値を算出します。さらに一定の金利上昇幅での資産負債の現在価値の変動額 (グリット・ポイント・センシティブティ) を求めます。

現在価値の変動額、過去の市場金利の推移をもとに算出した分散共分散行列、内部管理で決定した信頼区間 (99%) をもとに、VaR (保有期間 6 ヶ月) を計算しています。なお、市場金利の観測期間は 5 年分を使用しています。

¹¹ ゼロクーポンレート：満期時利息一括払い (クーポンがない) 債券の利回りのこと。

②外貨・ユーロ円

各取引別のキャッシュフローを取得するとともに、市場金利を使用して、期間毎のゼロ・クーポンレートを作成します。キャッシュフローに割引率を乗じて、資産負債の現在価値を算出し、過去 5 年間において、保有期間 (6 ヶ月) に合わせた期間の金利変動による現在価値の変化額 (金利変動後の現在価値と金利変動前の現在価値との差額) を小さい順に並べ、信頼区間 99% にあたる現在価値変動額を VaR としています。

V 定量的な開示事項〈連結〉

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称

該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	項目	平成20年3月31日	平成21年3月31日	
基本的項目 (Tier I)	資本金	85,113	85,113	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本剰余金	58,574	58,574	
	利益剰余金	255,255	254,154	
	自己株式(△)	21,671	26,804	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	3,136	3,091	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	為替換算調整勘定	—	—	
	新株予約権	—	—	
	連結子法人等の少数株主持分	1,220	1,372	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	11,772	4,167	
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—		
計	(A)	363,582	365,150	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	11,196	11,136	
	一般貸倒引当金	320	751	
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—	
	負債性資本調達手段等	35,000	35,000	
	うち永久劣後債務(注2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	35,000	35,000	
計		46,516	46,887	
	うち自己資本への算入額	(B)	46,516	46,887
控除項目	控除項目(注4)	(C)	11,966	4,832
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	398,132	407,206
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		2,682,574	2,817,661
	オフ・バランス取引等項目		100,378	110,291
	信用リスク・アセットの額	(E)	2,782,953	2,927,952
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%)	(F)	227,102	224,030
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	18,168	17,922
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(H)	—	—
計(E) + (F) + (H)	(I)	3,010,056	3,151,983	
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (I) × 100 (%)		13.22	12.91	
(参考) Tier I比率 = (A) / (I) × 100 (%)		12.07	11.58	

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額

所要自己資本額は、341,688百万円です。

所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除額により算出しています。標準的手法¹²が適用されるエクスポージャーは、信用リスク・アセットの額×8%で計算しています。

(単位：百万円)

エクスポージャーの区分	所要自己資本の額 平成20年3月末	所要自己資本の額 平成21年3月末
標準的手法が適用されるエクスポージャー (A)	5,172	5,092
銀行資産のうち内部格付手法の適用除外資産	396	514
銀行資産のうち内部格付手法の段階的適用資産	—	—
連結子会社資産のうち内部格付手法の適用除外資産	4,273	4,131
連結子会社資産のうち内部格付手法の段階的適用資産	502	446
内部格付手法が適用されるエクスポージャー (B)	318,844	318,673
事業法人等向けエクスポージャー	236,401	234,216
事業法人向け (特定貸付債権を除く)	97,857	98,828
特定貸付債権	2,184	2,210
中堅中小企業向け	119,900	119,692
ソブリン向け	12,806	10,522
金融機関等向け	3,652	2,962
リテール向けエクスポージャー	43,480	46,263
居住用不動産向け	29,815	32,601
適格リボルビング型リテール向け	2,041	2,267
その他リテール向け	11,623	11,395
株式等	16,112	15,448
PD/LGD方式	2,739	3,614
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	5,141	4,875
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
経過措置適用分	8,231	6,957
みなし計算 (ファンド等)	7,867	5,660
証券化	1,870	1,657
購入債権	3,981	3,016
その他資産等	9,130	12,409
信用リスク 計 (A) + (B)	324,017	323,765
オペレーショナル・リスク (粗利益配分手法) (C)	18,168	17,922
合計 (A) + (B) + (C)	342,185	341,688

(注) オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に8%を乗じて算出しています。

¹² 標準的手法：外部格付機関の格付を利用するなど、資産区分に応じたリスク・ウェイト (掛目) を適用することにより信用リスク・アセットを算出する手法。

(2) 連結自己資本比率、連結基本的項目比率及び連結総所要自己資本額

(金額：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
自己資本額	398,132	407,206
うち基本的項目	363,582	365,150
リスク・アセット額	3,010,056	3,151,983
信用リスク・アセットの額	2,782,953	2,927,952
資産(オン・バランス)項目	2,682,574	2,817,661
オフ・バランス取引等項目	100,378	100,291
オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	227,102	224,030
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 25.0 を乗じて得た額	-	-
基礎的項目比率(国内基準)	12.07%	11.58%
連結自己資本比率(国内基準)	13.22%	12.91%
連結総所要自己資本額(国内基準)(リスク・アセット額×4%)	120,402	126,079

4. 信用リスクに関する事項(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
当行のエクスポージャー	7,165,133	4,606,592	1,892,091	57,727	608,722	217,944
標準的手法が適用されるエクスポージャー	4,953	-	-	-	4,953	-
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	7,160,179	4,606,592	1,892,091	57,727	603,768	217,944
連結子会社のエクスポージャー	62,316	2,458	399	18	59,439	3,511
標準的手法が適用されるエクスポージャー	60,633	2,458	399	18	57,756	1,288
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	1,683	-	-	-	1,683	2,223
合計	7,227,450	4,609,051	1,892,490	57,745	668,162	221,456

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
当行のエクスポージャー	7,335,119	4,916,762	1,692,590	68,919	656,846	174,311
標準的手法が適用されるエクスポージャー	6,431	-	-	-	6,431	-
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	7,328,688	4,916,762	1,692,590	68,919	650,415	174,311
連結子会社のエクスポージャー	63,539	4,929	-	10	58,600	4,899
標準的手法が適用されるエクスポージャー	61,660	4,929	-	10	56,721	2,787
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	1,878	-	-	-	1,878	2,112
合計	7,398,658	4,921,691	1,692,590	68,929	715,447	179,211

(注) 1. 「エクスポージャー」は以下のとおりです。

オン・バランス資産…資産残高*+未収利息+仮払金

オフ・バランス資産…簿価×CCF(与信換算掛目)+未収利息+仮払金

*標準的手法が適用されるエクスポージャーは部分直接償却後、内部格付手法が適用されるエクスポージャーは部分直接償却前

2. 「貸出金等」とは、貸出金及びオフ・バランスのエクスポージャーのうちコミットメントと支払承諾です。期末残高には、総合口座貸越の空枠は含んでいません。

3. 「デフォルト・エクスポージャー」は以下のとおりです。

基礎的的内部格付手法が適用される資産

…債務者区分が「要管理先」以下となった与信先に対するエクスポージャー。

標準的手法が適用される資産

…元本または利息の支払が約定日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

(2) 期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

①地域別

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
国内	6,836,862	4,601,387	1,617,615	29,587	588,271	217,944
海外	323,317	5,205	274,475	28,139	15,497	—
連結子会社	1,683	—	—	—	1,683	2,223
合 計	7,161,863	4,606,592	1,892,091	57,727	605,452	220,167

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
国内	7,132,417	4,911,583	1,545,947	32,114	642,772	174,311
海外	196,270	5,178	146,643	36,805	7,643	—
連結子会社	1,878	—	—	—	1,878	2,112
合 計	7,330,566	4,916,762	1,692,590	68,919	652,294	176,424

(注) 1. 地域別残高の内訳については、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて記載しています。

2. 「国内」と「海外」は、債務者の居住国(または債務者の本社所在国)で区分しています。

②業種別

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
製造業	760,468	616,463	68,076	5,953	69,974	30,612
農業	17,619	15,646	1,593	380	0	842
林業	125	125	—	—	—	—
漁業	2,368	2,364	—	2	1	998
鉱業	12,559	11,672	—	146	740	1,133
建設業	186,790	169,697	2,989	113	13,990	35,308
電気・ガス・熱供給・水道業	36,411	26,174	8,156	188	1,891	3
情報通信業	33,385	21,992	8,159	5	3,227	1,870
運輸業	163,889	111,700	46,838	1,254	4,095	8,412
卸売・小売業	632,816	589,263	19,589	12,203	11,759	48,369
金融・保険業	823,923	194,481	306,862	35,512	287,067	636
不動産業	739,536	690,620	32,069	85	16,762	33,580
各種サービス業	552,035	514,777	29,095	1,793	6,369	41,212
国・地方公共団体	1,949,058	572,420	1,368,658	67	7,911	—
その他	1,249,190	1,069,192	—	20	179,978	14,964
連結子会社	1,683	—	—	—	1,683	2,223
合 計	7,161,863	4,606,592	1,892,091	57,727	605,452	220,167

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
製造業	868,071	746,772	53,412	6,348	61,537	25,278
農業	17,514	15,941	1,328	243	0	899
林業	120	120	—	—	—	55
漁業	2,832	2,827	—	4	1	840
鉱業	19,158	17,611	—	133	1,413	810
建設業	202,238	188,092	1,296	92	12,757	21,932
電気・ガス・熱供給・水道業	59,289	43,144	13,808	157	2,179	61
情報通信業	48,663	38,030	7,978	16	2,636	1,442
運輸業	148,890	113,067	29,889	1,080	4,853	5,608
卸売・小売業	675,980	636,116	18,325	11,544	9,994	35,500
金融・保険業	772,457	184,905	249,787	47,274	290,489	8
不動産業	798,856	704,247	83,555	47	11,006	34,136
各種サービス業	538,971	504,824	25,937	1,854	6,354	32,891
国・地方公共団体	1,860,556	653,131	1,207,269	82	73	—
その他	1,315,087	1,067,929	—	39	247,118	14,845
連結子会社	1,878	—	—	—	1,878	2,112
合 計	7,330,566	4,916,762	1,692,590	68,919	652,294	176,424

(注) 業種別残高の内訳については、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて記載しています。

③残存期間別

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
1 年以下	1,955,673	1,441,114	293,280	8,926	212,352	137,989
1 年超 3 年以下	1,167,338	628,488	506,897	21,724	10,227	15,075
3 年超 5 年以下	985,339	500,708	470,081	14,549	—	14,890
5 年超 7 年以下	576,960	339,082	231,310	6,567	—	12,121
7 年超 10 年以下	559,260	312,297	239,353	4,996	2,612	15,209
10 年超	1,516,668	1,364,537	151,168	963	—	22,142
期間の定めなし	398,939	20,363	—	—	378,575	514
連結子会社	1,683	—	—	—	1,683	2,223
合 計	7,161,863	4,606,592	1,892,091	57,727	605,452	220,167

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
1 年以下	1,834,470	1,452,754	193,830	9,327	178,558	106,375
1 年超 3 年以下	1,047,421	580,446	430,871	36,103	—	14,239
3 年超 5 年以下	1,264,172	711,599	539,755	12,817	1	14,614
5 年超 7 年以下	646,341	402,353	237,701	6,287	—	9,698
7 年超 10 年以下	557,126	360,059	191,496	3,531	2,039	9,486
10 年超	1,489,498	1,389,711	98,934	852	—	19,224
期間の定めなし	489,656	19,839	—	—	469,817	672
連結子会社	1,878	—	—	—	1,878	2,112
合 計	7,330,566	4,916,762	1,692,590	68,919	652,294	176,424

(注) 1. 残存期間別残高の内訳については、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて記載しています。

2. 残存期間別残高は、各エクスポージャーを契約期限までの残存期間によって区分したものです。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債券引当勘定

① 期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

平成 19 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	20,251	▲1,344	18,907
個別貸倒引当金	23,496	▲3,524	19,972
特定海外債権引当金勘定	—	—	—
合計	43,748	▲4,868	38,879

(単位：百万円)

平成 20 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	18,907	▲1,875	17,031
個別貸倒引当金	19,972	▲581	19,390
特定海外債権引当金勘定	—	—	—
合計	38,879	▲2,457	36,422

② 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

平成 19 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	23,496	▲3,524	19,972
国外計	—	—	—
地域別合計	23,496	▲3,524	19,972
製造業	3,853	▲597	3,256
農業	15	64	79
林業	—	—	—
漁業	699	▲486	212
鉱業	207	▲14	193
建設業	2,601	▲434	2,167
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	3	128	132
運輸業	643	▲274	369
卸・小売業	3,727	▲434	3,293
金融・保険業	1	0	1
不動産業	5,931	▲1,304	4,626
各種サービス業	4,264	▲269	3,995
国・地方公共団体	—	—	—
個人	803	▲28	774
その他	1	▲1	—
連結子会社	742	127	870
業種別計	23,496	▲3,524	19,972

(単位：百万円)

平成 20 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	19,972	▲581	19,390
国外計	—	—	—
地域別合計	19,972	▲581	19,390
製造業	3,256	▲222	3,034
農業	79	25	105
林業	—	—	—
漁業	212	▲56	156
鉱業	193	▲193	—
建設業	2,167	▲844	1,322
電気・ガス・熱供給・水道業	—	18	18
情報通信業	132	▲103	29
運輸業	369	▲127	241
卸・小売業	3,293	▲659	2,633
金融・保険業	1	▲0	1
不動産業	4,626	1,170	5,796
各種サービス業	3,995	▲277	3,713
国・地方公共団体	—	—	—
個人	774	▲77	697
その他	—	0	0
連結子会社	870	767	1,637
業種別計	19,972	▲581	19,390

(注)「国内」と「海外」は、債務者の居住国(または債務者の本社所在国)で区分しています。

(4) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	増減額
製造業	1,825	1,644	▲181
農業	59	32	▲26
林業	—	—	—
漁業	17	17	0
鉱業	—	233	233
建設業	2,626	1,896	▲730
電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	▲2
情報通信業	340	438	98
運輸業	211	427	215
卸・小売業	2,783	3,107	323
金融・保険業	—	—	—
不動産業	1,125	1,743	618
各種サービス業	1,417	2,204	786
国・地方公共団体	—	—	—
個人	280	159	▲121
その他	—	—	—
連結子会社	1,454	1,596	141
合計	12,143	13,500	1,356

当行連結子会社においては、業種別の貸出金償却額の算定を行っていませんので、「連結子会社」として合計額を記載しています。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、信用リスク削減効果を勘案した後の残高並びに自己資本控除額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成20年3月末 エクスポージャーの額		平成21年3月末 エクスポージャーの額	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	646	—	1,945
10%	—	—	—	—
20%	50	—	390	—
35%	—	—	—	—
40%	—	—	—	—
50%	—	57	1,001	312
70%	—	—	—	—
75%	—	3,761	—	11,898
100%	—	61,200	—	53,081
120%	—	—	—	—
150%	—	395	—	610
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	50	66,062	1,392	67,848

- (注) 1. 格付の有無は、原債務者に対する格付の有無を区分していません。
 2. 日本国政府、日本銀行、地方公共団体向け、政府関係機関向け、不動産取得等事業向け、及び出資等のエクスポージャーについては、格付によらずリスク・ウェイトを決定しているため、格付無しに区分しています。
 3. エクスポージャーの額は、個別貸倒引当金を控除した金額です。

(6) 内部格付手法¹³が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる事項

①スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

(ア) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成20年3月末	平成21年3月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2年半未満	0%	50%	—	—
	2年半以上	5%	70%	—	—
良	2年半未満	5%	70%	16,923	10,975
	2年半以上	10%	90%	8,362	12,345
可	期間の別なし	35%	115%	3,243	3,775
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	—	—	—
合計				28,529	27,097

(注) 「スロットティング・クライテリア」とは、告示153条に規定する5つの信用ランク区分のことです。

¹³ 内部格付手法：銀行の内部格付に基づき算出したデフォルト確率や損失率等を用いて、信用リスク・アセット額を算出する手法。当行は、デフォルト確率を銀行が推計し、損失率等は各行共通のものを使用する「基礎的内部格付手法」を採用しています。

(イ) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(単位：百万円)

スロッシング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2 年半未満	5%	70%	—	—
	2 年半以上	5%	95%	—	—
良	2 年半未満	5%	95%	—	—
	2 年半以上	5%	120%	—	—
可	期間の別なし	35%	140%	—	—
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	—	—	—
合 計				—	—

②マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
300% (上場株式等エクスポージャー)	13,189	12,799
400% (上記以外)	5,264	4,774
合 計	18,453	17,574

(注) マーケット・ベース方式の簡易手法とは、上場株式については 300%、非上場株式については 400%のリスク・ウェイトを乗じた額をリスク・アセット額とする方式です。

(7) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる事項

①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー及び PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーに関するパラメータ、リスク・ウェイト等

(単位：百万円)

平成 20 年 3 月末	債務者格付	債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー			8.4%	43.1%	63.4%	2,392,537	124,733
	上位格付	正常先	0.1%	44.6%	30.6%	912,673	66,876
	中位格付	正常先	1.2%	42.3%	79.4%	1,138,902	55,155
	下位格付	要注意先	16.7%	41.5%	196.0%	176,484	1,600
	デフォルト	要管理先以下	100.0%	42.7%	—	164,477	1,100
ソブリン向けエクスポージャー			0.0%	45.0%	5.3%	2,725,506	396
	上位格付	正常先	0.0%	45.0%	5.3%	2,725,502	358
	中位格付	正常先	2.2%	45.0%	104.8%	—	38
	下位格付	要注意先	16.7%	45.0%	270.4%	4	—
	デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー			0.1%	45.9%	22.9%	158,644	43,093
	上位格付	正常先	0.1%	46.1%	21.8%	154,002	43,093
	中位格付	正常先	0.5%	33.1%	40.6%	4,641	—
	下位格付	要注意先	—	—	—	—	—
	デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー			0.3%	90.0%	141.3%	23,639	—
	上位格付	正常先	0.1%	90.0%	120.6%	19,174	—
	中位格付	正常先	0.7%	90.0%	221.6%	4,342	—
	下位格付	要注意先	16.7%	90.0%	540.7%	122	—
	デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

平成 21 年 3 月末		債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
債務者格付						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー			6.6%	42.7%	64.3%	2,557,529	167,377
	上位格付	正常先	0.1%	43.4%	28.7%	1,084,135	116,418
	中位格付	正常先	1.3%	42.2%	81.3%	1,110,998	45,817
	下位格付	要注意先	15.8%	42.1%	192.9%	238,096	4,741
	デフォルト	要管理先以下	100.0%	42.7%	—	124,299	400
ソブリン向けエクスポージャー			0.0%	45.0%	4.3%	2,727,494	425
	上位格付	正常先	0.0%	45.0%	4.3%	2,727,490	425
	中位格付	正常先	—	—	—	—	—
	下位格付	要注意先	15.9%	45.0%	267.4%	4	—
	デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー			0.1%	46.0%	20.6%	128,485	45,511
	上位格付	正常先	0.1%	46.3%	19.9%	125,691	45,510
	中位格付	正常先	0.5%	27.2%	32.4%	2,299	1
	下位格付	要注意先	15.7%	45.0%	220.8%	494	—
	デフォルト	要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー			0.3%	90.0%	142.3%	30,980	—
	上位格付	正常先	0.1%	90.0%	128.4%	26,683	—
	中位格付	正常先	0.6%	90.0%	216.5%	4,124	—
	下位格付	要注意先	15.7%	90.0%	533.6%	162	—
	デフォルト	要管理先以下	100.0%	90.0%	—	10	—

(注) 1. 「上位格付」とは格付区分 1～3、「中位格付」とは格付区分 4～6、「下位格付」とは格付区分 8-1～8-2 (要注意先)、「デフォルト」とは格付区分 8-3 以下 (要管理先以下) です。

2. パラメータの推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。

3. リスク・ウェイトは、1.06 のスケーリングファクター (自己資本比率告示 152 条で用いられる乗数) を乗じた後の信用リスク・アセットの額を EAD で除して算出しています。

4. EAD とは、デフォルトが発生した場合に想定される与信残高であり、エクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除した額です。

5. オフ・バランス項目の EAD は、CCF (与信換算掛目) 適用後の数値を使用しています。

② 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーに関するパラメータ、リスク・ウェイト等

(単位：百万円)

平成 20 年 3 月末		PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント 未引出額	掛目の 推計値
債務者格付						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー		1.7%	37.9%	—	33.9%	909,079	—	—	—
	非延滞	0.6%	37.8%	—	32.9%	897,109	—	—	—
	延滞	51.9%	37.8%	—	182.9%	2,328	—	—	—
	デフォルト	100.0%	39.0%	32.0%	87.7%	9,641	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー		1.5%	68.7%	—	24.5%	37,628	42,951	123,357	34.8%
	非延滞	1.0%	68.7%	—	24.0%	36,627	42,901	123,227	34.8%
	延滞	12.5%	68.7%	—	63.6%	701	5	14	39.9%
	デフォルト	100.0%	68.7%	47.9%	52.0%	300	44	114	38.8%
その他リテール向けエクスポージャー		4.4%	37.3%	—	36.6%	257,870	9,831	15,022	62.2%
	事業性	1.2%	33.7%	—	31.6%	216,482	9,788	14,989	62.2%
	非事業性	0.9%	65.4%	—	66.7%	28,863	—	—	—
	延滞	46.2%	40.3%	—	93.3%	1,008	0	0	37.0%
	デフォルト	100.0%	39.0%	30.1%	53.3%	11,516	43	32	59.4%

(単位：百万円)

平成 21 年 3 月末 債務者格付	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント 未引出額	掛目の 推計値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー	1.8%	38.2%	—	38.2%	933,339	—	—	—
非延滞	0.6%	38.2%	—	37.2%	920,702	—	—	—
延滞	52.6%	38.2%	—	199.7%	2,559	—	—	—
デフォルト	100.0%	39.7%	33.1%	84.4%	10,077	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	1.9%	72.6%	—	42.2%	38,213	51,480	289,062	17.8%
非延滞	1.6%	72.6%	—	41.7%	37,272	51,443	288,922	17.8%
延滞	12.7%	72.6%	—	84.9%	712	8	26	30.0%
デフォルト	100.0%	72.6%	44.0%	76.0%	228	28	113	25.5%
その他リテール向けエクスポージャー	4.4%	38.0%	—	39.1%	248,069	8,840	15,469	57.1%
事業性	1.2%	33.3%	—	32.8%	204,572	8,426	13,915	60.6%
非事業性	0.9%	69.6%	—	74.9%	30,771	364	1,491	24.4%
延滞	40.3%	40.3%	—	97.8%	961	5	9	56.3%
デフォルト	100.0%	38.9%	29.6%	54.8%	11,764	43	52	82.6%

(8) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの損失額の実績値の対比

(単位：百万円)

	(a) 平成 20 年 3 月期	(b) 平成 21 年 3 月期	増減額 (b) - (a)
事業法人向けエクスポージャー	81,022	70,841	▲10,180
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	4,034	4,725	690
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	838	735	▲102
その他リテール向けエクスポージャー	3,985	3,872	▲112
合 計	89,880	80,175	▲9,705

(注) 1. 各資産区分ごとの損失額の実績値は、以下を合計した額としております。

- ・部分直接償却累計額、個別貸倒引当金、要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高
- ・過去 1 年間に発生した無税直接償却額、債権売却損、債権放棄損の額

2. PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーの損失の実績値には、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めていません。

事業法人向けエクスポージャーは、取引先の倒産や業況悪化により部分直接償却額が増加したものの、経営改善支援取組み等による貸倒引当金の減少を主因として、損失額の実績値は減少しました。

居住用不動産向けエクスポージャーは、住宅ローンの残高が増加したことから、損失額の実績値は増加しました。

(9) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

(単位：百万円)

	損失額の推計値	損失額の実績値
事業法人向けエクスポージャー	90,070	70,841
ソブリン向けエクスポージャー	77	—
金融機関等向けエクスポージャー	65	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー	67	—
居住用不動産向けエクスポージャー	5,453	4,725
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	794	735
その他リテール向けエクスポージャー	4,695	3,872
合 計	101,224	80,175

(注) 1. 損失額の推計値は、平成 20 年 3 月末の自己資本比率算出における保守的に推計した期待損失額 (EL) を記載しています。

2. 損失額の実績値は、平成 20 年度の 1 年間の損失額の実績値を記載しています。

5. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

平成 20 年 3 月末	適格金融資産担保	適格資産担保	保証、 クレジット・デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	13,554	415,466	672,309
事業法人向けエクスポージャー	12,252	415,353	328,059
ソブリン向けエクスポージャー	101	0	311,449
金融機関等向けエクスポージャー	1,200	113	2
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	2,778
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	11,035
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	18,985
合 計	13,554	415,466	672,309

(単位：百万円)

平成 21 年 3 月末	適格金融資産担保	適格資産担保	保証、 クレジット・デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	47,063	420,255	740,441
事業法人向けエクスポージャー	46,058	420,202	347,004
ソブリン向けエクスポージャー	104	—	325,678
金融機関等向けエクスポージャー	900	53	15
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	3,401
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	36,004
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	28,335
合 計	47,063	420,255	740,441

6. 派生商品取引¹⁴ 及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
グロス再構築コストの合計額	16,282	25,559
ネットイング効果ならびに担保を勘案する前の与信相当額	57,813	69,060
外国為替関連取引及び金関連取引	54,036	65,153
金利関連取引	3,776	3,906
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブの与信相当額	—	—
ネットイング効果勘案額	—	—
ネットイング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	57,813	69,060
担保の額	—	—
担保を勘案した後の与信相当額	57,813	69,060
与信相当額の算出対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—
信用リスク削減効果を勘案するためのクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

¹⁴ 派生商品取引：外国為替関連、金利関連、株式関連、その他コモディティ関連取引等に係る先渡、スワップ、オプション等のデリバティブ取引およびクレジット・デリバティブ。

7. 証券化エクスポージャー¹⁵に関する事項

(1) 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

当行連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーはありません。

(2) 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
住宅ローン債権	121,811	102,684
自動車ローン債権	70	—
クレジットカード与信	2,247	1,074
リース債権	7,947	5,031
事業者向け貸出	38,867	11,935
その他	50,060	27,640
合 計	221,005	148,365

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分別残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 20 年 3 月末		平成 21 年 3 月末	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	219,386	1,829	146,454	1,109
20%超 50%以下	1,618	40	963	24
50%超 100%以下	—	—	382	32
100%超 250%以下	—	—	10	2
250%超 650%以下	—	—	101	36
650%超 1,250%以下	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	452	452
合計	221,005	1,870	148,365	1,657

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは、外部格付が一定水準以下、もしくは外部格付が付与されていない証券化商品です。

③ 自己資本から控除した額及び主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
その他	—	452
合 計	—	452

④ 自己資本比率告示附則第 15 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

¹⁵ 証券化エクスポージャー：原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある 2 つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引（証券化取引）に係るエクスポージャー。

8. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
貸借対照表計上額	233,960	154,695
上場株式等エクスポージャー	225,017	146,212
上記以外	8,943	8,482
時価	233,960	154,695
株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	14,727	9,641
貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	85,832	▲5,786
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—
株式等エクスポージャーの額	137,974	129,410
告示附則第 13 条の経過措置が適用される株式等エクスポージャー	95,881	80,855
PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー	23,639	30,980
マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	18,453	17,574
マーケット・ベース方式の内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	—	—

(注) 「告示附則第 13 条の経過措置が適用される株式等エクスポージャー」とは、平成 16 年 9 月 30 日以前から保有する株式等エクスポージャー（既存保有の政策投資株式）であり、リスク・ウエイトについては 100%が適用されます（経過措置）。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
ルックスルー方式	43,068	24,889
修正単純過半数方式	4,433	2,805
マンドート方式	—	741
簡便方式（リスク・ウエイト 400%）	1,753	—
簡便方式（リスク・ウエイト 1,250%）	—	—
合計	49,255	28,436

- (注) 1. ルックスルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式です。
2. 修正単純過半数方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウエイトを適用する方式です。
3. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
4. 簡便方式とは、ファンド内に証券化商品（メザニン部分、劣後部分）や不良債権等の高リスク商品が含まれていないことが確認できる場合は 400%のリスク・ウエイトを適用し、それ以外の場合は 1,250%のリスク・ウエイトを適用する方式です。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して、銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額は以下のとおりです。金利ショックに対する経済価値の減少額は、平成 20 年 10 月より金利リスク計測の前提となるコア預金を実態にあわせて変更したことを主因に減少しています。

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
金利ショックに対する経済価値の減少額 (VaR (Value at Risk))	48,242	20,531
円貨	44,417	19,163
外貨	3,825	1,368
使用した金利ショックの前提条件		
(円貨)	保有期間 6 ヵ月、観測期間 5 年、信頼区間 99%	
(外貨)	保有期間 6 ヵ月、観測期間 5 年、信頼区間 99%	

(注) 当行単体における金利ショックに対する経済価値の減少額を記載しています。

VI 定量的な開示事項〈単体〉

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	項目	平成20年3月31日	平成21年3月31日	
基本的項目 (Tier I)	資本金	85,113	85,113	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本準備金	58,574	58,574	
	その他資本剰余金	—	—	
	利益準備金	55,317	55,317	
	その他利益剰余金	199,852	198,623	
	その他	—	—	
	自己株式(△)	22,899	28,032	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	3,136	3,091	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	13,506	6,020	
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—	
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計	(A)	359,314	360,482	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	9,924	9,864	
	一般貸倒引当金	—	—	
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—	
	負債性資本調達手段等	35,000	35,000	
	うち永久劣後債務(注2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	35,000	35,000	
計		44,924	44,864	
	うち自己資本への算入額	(B)	44,924	44,864
控除項目	控除項目(注4)	(C)	13,746	6,730
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	390,492	398,617
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,655,210	2,797,094	
	オフ・バランス取引等項目	100,375	110,289	
	信用リスク・アセットの額	(E)	2,755,586	2,907,383
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%)	(F)	222,757	219,928
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	17,820	17,594
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(H)	—	—
	計(E) + (F) + (H)	(I)	2,978,343	3,127,312
単体自己資本比率(国内基準) = D / I × 100 (%)		13.11	12.74	
(参考) Tier I比率 = A / I × 100 (%)		12.06	11.52	

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額

所要自己資本額は、338,214 百万円です。

所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除額により算出しています。標準的手法が適用されるエクスポージャーは、信用リスク・アセットの額×8%で計算しています。

(単位：百万円)

エクスポージャーの区分	所要自己資本の額 平成20年3月末	所要自己資本の額 平成21年3月末
標準的手法が適用されるエクスポージャー (A)	396	514
内部格付手法の適用除外資産	396	514
内部格付手法が適用されるエクスポージャー (B)	319,902	320,105
事業法人等向けエクスポージャー	237,948	236,313
事業法人向け (特定貸付債権を除く)	99,404	100,925
特定貸付債権	2,184	2,210
中堅中小企業向け	119,900	119,692
ソブリン向け	12,806	10,522
金融機関等向け	3,652	2,962
リテール向けエクスポージャー	41,834	44,621
居住用不動産向け	29,304	32,071
適格リボルビング型リテール向け	2,041	2,267
その他リテール向け	10,487	10,282
株式等	17,413	16,582
PD/LGD 方式	4,065	4,770
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	5,103	4,844
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
経過措置適用分	8,244	6,967
みなし計算 (ファンド等)	7,842	5,641
証券化	1,870	1,657
購入債権	3,981	3,016
その他資産等	9,011	12,272
信用リスク 計 (A) + (B)	320,298	320,620
オペレーショナル・リスク (粗利益配分手法) (C)	17,820	17,594
合計 (A) + (B) + (C)	338,119	338,214

(注) オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に8%を乗じて算出しています。

(2) 単体自己資本比率、単体基本的項目比率及び単体総所要自己資本額

(金額：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
自己資本額	390,492	398,617
うち基本的項目	359,314	360,482
リスク・アセット額	2,978,343	3,127,312
信用リスク・アセットの額	2,755,586	2,907,383
資産 (オン・バランス) 項目	2,655,210	2,797,094
オフ・バランス取引等項目	100,375	110,289
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	222,757	219,928
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
基礎的項目比率 (国内基準)	12.06%	11.52%
自己資本比率 (国内基準)	13.11%	12.74%
単体総所要自己資本額 (国内基準) (リスク・アセット額×4%)	119,133	125,092

3. 信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
標準的手法が適用されるエクスポージャー	4,953	－	－	－	4,953	－
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	7,206,465	4,644,848	1,892,091	57,727	611,799	217,944
合計	7,211,419	4,644,848	1,892,091	57,727	616,752	217,944

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
標準的手法が適用されるエクスポージャー	6,431	－	－	－	6,431	－
内部格付手法が適用されるエクスポージャー	7,377,030	4,957,104	1,692,590	68,919	658,415	174,311
合計	7,383,461	4,957,104	1,692,590	68,919	664,846	174,311

(注) 1. 「エクスポージャー」は以下のとおりです。

オン・バランス資産…資産残高*+未収利息+仮払金

オフ・バランス資産…簿価×CCF(与信換算掛目)+未収利息+仮払金

*標準的手法が適用されるエクスポージャーは部分直接償却後、内部格付手法が適用されるエクスポージャーは部分直接償却前

2. 「貸出金等」とは、貸出金及びオフ・バランスのエクスポージャーのうちコミットメントと支払承諾です。期末残高には、総合口座貸越の空枠は含んでいません。

3. 「デフォルト・エクスポージャー」は以下のとおりです。

基礎的内部格付手法が適用される資産

…債務者区分が「要管理先」以下となった与信先に対するエクスポージャー。

標準的手法が適用される資産

…元本または利息の支払が約定日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウエイトが150%であるエクスポージャー。

(2) 期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

① 地域別

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
国内	6,883,148	4,639,643	1,617,615	29,587	596,301	217,944
海外	323,317	5,205	274,475	28,139	15,497	－
合計	7,206,465	4,644,848	1,892,091	57,727	611,799	217,944

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
国内	7,180,760	4,951,926	1,545,947	32,114	650,772	174,311
海外	196,270	5,178	146,643	36,805	7,643	－
合計	7,377,030	4,957,104	1,692,590	68,919	658,415	174,311

(注) 1. 地域別残高の内訳については、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて記載しています。

2. 「国内」と「海外」は、債務者の居住国(または債務者の本社所在国)で区分しています。

②業種別

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
製造業	760,468	616,463	68,076	5,953	69,974	30,612
農業	17,619	15,646	1,593	380	0	842
林業	125	125	-	-	-	-
漁業	2,368	2,364	-	2	1	998
鉱業	12,559	11,672	-	146	740	1,133
建設業	186,790	169,697	2,989	113	13,990	35,308
電気・ガス・熱供給・水道業	36,411	26,174	8,156	188	1,891	3
情報通信業	33,387	21,992	8,159	5	3,229	1,870
運輸業	163,889	111,700	46,838	1,254	4,095	8,412
卸売・小売業	632,816	589,263	19,589	12,203	11,759	48,369
金融・保険業	830,693	198,245	306,862	35,512	290,072	636
不動産業	747,920	694,172	32,069	85	21,593	33,580
各種サービス業	583,165	545,715	29,095	1,793	6,560	41,212
国・地方公共団体	1,949,058	572,420	1,368,658	67	7,911	-
その他	1,249,190	1,069,192	-	20	179,978	14,964
合 計	7,206,465	4,644,848	1,892,091	57,727	611,799	217,944

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
製造業	868,071	746,772	53,412	6,348	61,537	25,278
農業	17,514	15,941	1,328	243	0	899
林業	120	120	-	-	-	55
漁業	2,832	2,827	-	4	1	840
鉱業	19,158	17,611	-	133	1,413	810
建設業	202,238	188,092	1,296	92	12,757	21,932
電気・ガス・熱供給・水道業	59,289	43,144	13,808	157	2,179	61
情報通信業	48,665	38,030	7,978	16	2,639	1,442
運輸業	148,890	113,067	29,889	1,080	4,853	5,608
卸売・小売業	675,980	636,116	18,325	11,544	9,994	35,500
金融・保険業	778,587	188,030	249,787	47,274	293,494	8
不動産業	808,289	708,849	83,555	47	15,837	34,136
各種サービス業	571,747	537,439	25,937	1,854	6,516	32,891
国・地方公共団体	1,860,556	653,131	1,207,269	82	73	-
その他	1,315,087	1,067,929	-	39	247,118	14,845
合 計	7,377,030	4,957,104	1,692,590	68,919	658,415	174,311

(注) 業種別残高の内訳については、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて記載しています。

③残存期間別

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
1年以下	1,974,714	1,460,155	293,280	8,926	212,352	137,989
1年超3年以下	1,173,943	653,093	506,897	21,724	10,227	15,075
3年超5年以下	996,301	511,670	470,081	14,549	-	14,890
5年超7年以下	576,960	339,082	231,310	6,567	-	12,121
7年超10年以下	559,639	312,676	239,353	4,996	2,612	15,209
10年超	1,517,938	1,365,806	151,168	963	-	22,142
期間の定めなし	406,969	20,363	-	-	386,605	514
合 計	7,206,465	4,644,848	1,892,091	57,727	611,799	217,944

(単位：百万円)

	平成 21 年 3 月末 期末残高					
	エクスポージャーの期末残高					デフォルト・ エクスポージャー
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他		
1 年以下	1,854,086	1,472,370	193,830	9,327	178,558	106,375
1 年超 3 年以下	1,054,085	587,110	430,871	36,103	—	14,239
3 年超 5 年以下	1,273,689	721,115	539,755	12,817	1	14,614
5 年超 7 年以下	646,670	402,682	237,701	6,287	—	9,698
7 年超 10 年以下	559,222	362,154	191,496	3,531	2,039	9,486
10 年超	1,491,619	1,391,832	98,934	852	—	19,224
期間の定めなし	497,656	19,839	—	—	477,817	672
合 計	7,377,030	4,957,104	1,692,590	68,919	658,415	174,311

- (注) 1. 残存期間別残高の内訳については、内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて記載しています。
2. 残存期間別残高は、各エクスポージャーを契約期限までの残存期間によって区分したものです。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債券引当勘定

① 期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

平成 19 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	16,814	▲1,623	15,190
個別貸倒引当金	22,754	▲3,652	19,102
特定海外債権引当金勘定	—	—	—
合 計	39,569	▲5,276	34,293

(単位：百万円)

平成 20 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	15,190	▲2,520	12,670
個別貸倒引当金	19,102	▲1,348	17,753
特定海外債権引当金勘定	—	—	—
合 計	34,293	▲3,869	30,423

② 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

平成 19 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	22,754	▲3,652	19,102
国外計	—	—	—
地域別合計	22,754	▲3,652	19,102
製造業	3,853	▲597	3,256
農 業	15	64	79
林 業	—	—	—
漁 業	699	▲486	212
鉱 業	207	▲14	193
建設業	2,601	▲434	2,167
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	—	—
情報通信業	3	128	132
運輸業	643	▲274	369
卸・小売業	3,727	▲434	3,293
金融・保険業	1	0	1
不動産業	5,931	▲1,304	4,626
各種サービス業	4,264	▲269	3,995
国・地方公共団体	—	—	—
個 人	803	▲28	774
その他	1	▲1	—
業種別計	22,754	▲3,652	19,102

(単位：百万円)

平成 20 年度	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	19,102	▲1,348	17,753
国外計	—	—	—
地域別合計	19,102	▲1,348	17,753
製造業	3,256	▲222	3,034
農 業	79	25	105
林 業	—	—	—
漁 業	212	▲56	156
鉱 業	193	▲193	—
建設業	2,167	▲844	1,322
電気・ガス・熱供給・水道業	—	18	18
情報通信業	132	▲103	29
運輸業	369	▲127	241
卸・小売業	3,293	▲659	2,633
金融・保険業	1	▲0	1
不動産業	4,626	1,170	5,796
各種サービス業	3,995	▲277	3,713
国・地方公共団体	—	—	—
個 人	774	▲77	697
その他	—	0	0
業種別計	19,102	▲1,348	17,753

(注) 「国内」と「海外」は、債務者の居住国(または債務者の本社所在国)で区分しています。

(4) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	増減額
製造業	1,825	1,644	▲181
農 業	59	32	▲26
林 業	—	—	—
漁 業	17	17	0
鉱 業	—	233	233
建設業	2,626	1,896	▲730
電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	▲2
情報通信業	340	438	98
運輸業	211	427	215
卸・小売業	2,783	3,107	323
金融・保険業	—	—	—
不動産業	1,125	1,743	618
各種サービス業	1,417	2,204	786
国・地方公共団体	—	—	—
個 人	280	159	▲121
その他	—	—	—
合 計	10,689	11,904	1,214

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、信用リスク削減効果を勘案した後の残高並びに自己資本控除額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 20 年 3 月末 エクスポージャーの額		平成 21 年 3 月末 エクスポージャーの額	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	—	—	—
10%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
35%	—	—	—	—
40%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
70%	—	—	—	—
75%	—	—	—	—
100%	—	4,953	—	6,431
120%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	—	4,953	—	6,431

- (注) 1. 格付の有無は、原債務者に対する格付の有無を区分しています。
2. 日本国政府、日本銀行、地方公共団体向け、政府関係機関向け、不動産取得等事業向け、及び出資等のエクスポージャーについては、格付によらずリスク・ウェイトを決定しているため、格付無しに区分しています。

(6) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる事項

①スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

(ア) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(金額：百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2 年半未満	0%	50%	—	—
	2 年半以上	5%	70%	—	—
良	2 年半未満	5%	70%	16,923	10,975
	2 年半以上	10%	90%	8,362	12,345
可	期間の別なし	35%	115%	3,243	3,775
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	—	—	—
合 計				28,529	27,097

(注) 「スロットティング・クライテリア」とは、告示 153 条に規定する 5 つの信用ランク区分のことです。

(イ) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(金額：百万円)

スロットティング・ クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト区分		平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
		期待損失額相当	信用リスク・アセット		
優	2 年半未満	5%	70%	—	—
	2 年半以上	5%	95%	—	—
良	2 年半未満	5%	95%	—	—
	2 年半以上	5%	120%	—	—
可	期間の別なし	35%	140%	—	—
弱い	期間の別なし	100%	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	625%	—	—	—
合 計				—	—

②マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
300% (上場株式等エクスポージャー)	13,056	12,691
400% (上記以外)	5,252	4,763
合計	18,309	17,454

(注) マーケット・ベース方式の簡易手法とは、上場株式については 300%、非上場株式については 400%のリスク・ウェイトを乗じた額をリスク・アセット額とする方式です。

(7) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる事項

① 事業法人エクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー及び PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーに関するパラメータ、リスク・ウェイト等

(金額：百万円)

平成 20 年 3 月末		債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
債務者格付						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー			8.3%	43.2%	63.1%	2,432,525	124,733
上位格付		正常先	0.1%	44.6%	30.6%	943,414	66,876
中位格付		正常先	1.2%	42.3%	79.5%	1,148,148	55,155
下位格付		要注意先	16.7%	41.5%	196.0%	176,484	1,600
デフォルト		要管理先以下	100.0%	42.7%	—	164,477	1,100
ソブリン向けエクスポージャー			0.0%	45.0%	5.3%	2,725,506	396
上位格付		正常先	0.0%	45.0%	5.3%	2,725,502	358
中位格付		正常先	2.2%	45.0%	104.8%	—	38
下位格付		要注意先	16.7%	45.0%	270.4%	4	—
デフォルト		要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー			0.1%	45.9%	22.9%	158,644	43,093
上位格付		正常先	0.1%	46.1%	21.8%	154,002	43,093
中位格付		正常先	0.5%	33.1%	40.6%	4,641	—
下位格付		要注意先	—	—	—	—	—
デフォルト		要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー			0.5%	90.0%	165.1%	29,738	—
上位格付		正常先	0.1%	90.0%	120.6%	19,174	—
中位格付		正常先	1.0%	90.0%	242.4%	10,441	—
下位格付		要注意先	16.7%	90.0%	540.7%	122	—
デフォルト		要管理先以下	—	—	—	—	—

(金額：百万円)

平成 21 年 3 月末		債務者区分	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD	
債務者格付						オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目
事業法人向けエクスポージャー			6.5%	42.8%	64.3%	2,599,603	167,377
上位格付		正常先	0.1%	43.4%	28.8%	1,090,582	116,418
中位格付		正常先	1.3%	42.3%	80.7%	1,146,625	45,817
下位格付		要注意先	15.8%	42.1%	192.9%	238,096	4,741
デフォルト		要管理先以下	100.0%	42.7%	—	124,299	400
ソブリン向けエクスポージャー			0.0%	45.0%	4.3%	2,727,494	425
上位格付		正常先	0.0%	45.0%	4.3%	2,797,490	425
中位格付		正常先	—	—	—	—	—
下位格付		要注意先	15.9%	45.0%	267.4%	4	—
デフォルト		要管理先以下	—	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー			0.1%	46.0%	20.6%	128,485	45,511
上位格付		正常先	0.1%	46.3%	19.9%	125,691	45,510
中位格付		正常先	0.5%	27.2%	32.4%	2,299	1
下位格付		要注意先	15.7%	45.0%	220.8%	494	—
デフォルト		要管理先以下	—	—	—	—	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー			0.5%	90.0%	155.6%	37,079	—
上位格付		正常先	0.1%	90.0%	128.5%	29,782	—
中位格付		正常先	1.3%	90.0%	260.1%	7,124	—
下位格付		要注意先	15.7%	90.0%	533.6%	162	—
デフォルト		要管理先以下	100.0%	90.0%	—	10	—

- (注) 1. 「上位格付」とは格付区分 1～3、「中位格付」とは格付区分 4～6、「下位格付」とは格付区分 8-1～8-2 (要注意先)、「デフォルト」とは格付区分 8-3 以下 (要管理先以下) です。
2. パラメータの推計値やリスク・ウェイトには、信用リスク削減手法の効果を勘案しています。
3. リスク・ウェイトは、1.06 のスケールリングファクター (自己資本比率告示 152 条で用いられる乗数) を乗じた後の信用リスク・アセットの額を EAD で除して算出しています。
4. EAD とは、デフォルトが発生した場合に想定される与信残高であり、エクスポージャーから貸出金と自行預金の相殺分を控除した額です。
5. オフ・バランス項目の EAD は、CCF (与信換算掛目) 適用後の数値を使用しています。

②居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーに関するパラメータ、リスク・ウェイト等

(金額：百万円)

平成 20 年 3 月末 債務者格付	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント 未引出額	掛目の 推計値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー	1.6%	37.8%	—	33.9%	908,020	—	—	—
非延滞	0.6%	37.8%	—	32.9%	897,109	—	—	—
延滞	51.9%	37.8%	—	182.9%	2,328	—	—	—
デフォルト	100.0%	37.8%	30.0%	98.5%	8,582	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	1.5%	68.7%	—	24.5%	37,628	42,951	123,357	34.8%
非延滞	1.0%	68.7%	—	24.0%	36,627	42,901	123,227	34.8%
延滞	12.5%	68.7%	—	63.6%	701	5	14	39.9%
デフォルト	100.0%	68.7%	47.9%	52.0%	300	44	114	38.8%
その他リテール向けエクスポージャー	4.0%	37.1%	—	36.7%	256,706	9,831	15,022	62.2%
事業性	1.2%	33.7%	—	31.6%	216,482	9,788	14,989	62.2%
非事業性	0.9%	65.4%	—	66.7%	28,863	—	—	—
延滞	46.2%	40.3%	—	93.3%	1,008	0	0	37.0%
デフォルト	100.0%	32.4%	22.5%	59.2%	10,352	43	32	59.4%

(金額：百万円)

平成 21 年 3 月末 債務者格付	PD 加重平均値	LGD 加重平均値	ELdefault 加重平均値	リスク・ウェイト 加重平均値	EAD		コミットメント 未引出額	掛目の 推計値
					オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
居住用不動産向けエクスポージャー	1.7%	38.2%	—	36.0%	932,353	—	—	—
非延滞	0.6%	38.2%	—	35.1%	920,702	—	—	—
延滞	52.6%	38.2%	—	188.4%	2,559	—	—	—
デフォルト	100.0%	38.2%	30.9%	88.3%	9,092	—	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	1.9%	72.6%	—	39.8%	38,213	51,480	289,062	17.8%
非延滞	1.6%	72.6%	—	39.4%	37,272	51,443	288,922	17.8%
延滞	12.7%	72.6%	—	80.1%	712	8	26	30.0%
デフォルト	100.0%	72.6%	44.0%	71.7%	228	28	113	25.5%
その他リテール向けエクスポージャー	4.0%	37.7%	—	37.1%	246,942	8,840	15,469	57.1%
事業性	1.2%	33.3%	—	30.9%	204,572	8,426	13,915	60.6%
非事業性	0.9%	69.6%	—	70.6%	30,771	364	1,491	24.4%
延滞	40.3%	40.3%	—	92.3%	961	5	9	56.3%
デフォルト	100.0%	32.6%	22.3%	57.2%	10,636	43	52	82.6%

(8) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの損失額の実績値の対比

(単位：百万円)

	(a) 平成 20 年 3 月期	(b) 平成 21 年 3 月期	増減額 (b) - (a)
事業法人向けエクスポージャー	81,022	70,841	▲10,180
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー	—	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	4,034	4,725	690
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	838	735	▲102
その他リテール向けエクスポージャー	3,985	3,872	▲112
合 計	89,880	80,175	▲9,705

(注) 1. 各資産区分ごとの損失額の実績値は、以下を合計した額としております。

- ・部分直接償却累計額、個別貸倒引当金、要管理先に対する一般貸倒引当金の期末残高
- ・過去 1 年間に発生した無税直接償却額、債権売却損、債権放棄損の額

2. 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャーについては、保証子会社である常陽信用保証(株)の求償債権及び保証債務に係る損失額の実績値を含めています。

3. PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーの損失の実績値には、価格変動リスクの実現のみによる売却損や償却は含めていません。

事業法人向けエクスポージャーは、取引先の倒産や業況悪化により部分直接償却額が増加したものの、経営改善支援取り組み等による貸倒引当金の減少を主因として、損失額の実績値は減少しました。

居住用不動産向けエクスポージャーは、住宅ローンの残高が増加したことから、損失額の実績値は増加しました。

(9) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

(単位：百万円)

	損失額の推計値	損失額の実績値
事業法人向けエクスポージャー	90,141	70,841
ソブリン向けエクスポージャー	77	—
金融機関等向けエクスポージャー	65	—
PD/LGD 方式株式等エクスポージャー	138	—
居住用不動産向けエクスポージャー	5,453	4,725
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	794	735
その他リテール向けエクスポージャー	4,695	3,872
合 計	101,366	80,175

(注) 1. 損失額の推計値は、平成 20 年 3 月末の自己資本比率算出における保守的に推計した期待損失額 (EL) を記載しています。

2. 損失額の実績値は、平成 20 年度の 1 年間の損失額の実績値を記載しています。

4. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

平成 20 年 3 月末	適格金融資産担保	適格資産担保	保証、クレジット・デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	13,554	415,466	672,309
事業法人向けエクスポージャー	12,252	415,353	328,059
ソブリン向けエクスポージャー	101	—	311,449
金融機関等向けエクスポージャー	1,200	113	2
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	2,778
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	11,035
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	18,985
合 計	13,554	415,466	672,309

(単位：百万円)

平成 21 年 3 月末	適格金融資産担保	適格資産担保	保証、 クレジット・デリバティブ
標準的手法が適用されるポートフォリオ	—	—	—
内部格付手法が適用されるポートフォリオ	47,063	420,255	740,441
事業法人向けエクスポージャー	46,058	420,202	347,004
ソブリン向けエクスポージャー	104	—	325,678
金融機関等向けエクスポージャー	900	53	15
居住用不動産向けエクスポージャー	—	—	3,401
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	36,004
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	28,335
合 計	47,063	420,255	740,441

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出には、カレント・エクスポージャー方式を使用しています。

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
グロス再構築コストの合計額	16,281	25,559
ネットイング効果ならびに担保を勘案する前の与信相当額	57,794	69,050
外国為替関連取引及び金関連取引	54,036	65,153
金利関連取引	3,757	3,896
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブの与信相当額	—	—
ネットイング効果勘案額	—	—
ネットイング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	57,794	69,050
担保の額	—	—
担保を勘案した後の与信相当額	57,794	69,050
与信相当額の算出対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—
信用リスク削減効果を勘案するためのクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーはありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャー

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
住宅ローン債権	121,811	102,684
自動車ローン債権	70	—
クレジットカード与信	2,247	1,074
リース債権	7,947	5,031
事業者向け貸出	38,867	11,935
その他	50,060	27,640
合 計	221,005	148,365

②保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分別残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 20 年 3 月末		平成 21 年 3 月末	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	219,386	1,829	146,454	1,109
20%超 50%以下	1,618	40	963	24
50%超 100%以下	—	—	382	32
100%超 250%以下	—	—	10	2
250%超 650%以下	—	—	101	36
650%超 1,250%以下	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	452	452
合計	221,005	1,870	148,365	1,657

(注) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーは、外部格付が一定水準以下、もしくは外部格付が付与されていない証券化商品です。

③自己資本から控除した額及び主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
その他	—	452
合計	—	452

④自己資本比率告示附則第 15 条の適用による算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

7. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成 20 年 3 月末	平成 21 年 3 月末
貸借対照表計上額	239,770	160,520
上場株式等エクスポージャー	224,823	146,060
上記以外	14,947	14,460
時価	239,770	160,520
株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	14,723	9,645
貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	85,704	▲5,872
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—
株式等エクスポージャーの額	144,078	135,508
告示附則第 13 条の経過措置が適用される株式等エクスポージャー	96,030	80,975
PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー	29,738	37,079
マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	18,309	17,454
マーケット・ベース方式の内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	—	—

(注) 「告示附則第 13 条の経過措置が適用される株式等エクスポージャー」とは、平成 16 年 9 月 30 日以前から保有する株式等エクスポージャー（既存保有の政策投資株式）であり、リスク・ウエイトについては 100%が適用されます（経過措置）。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成20年 3月末	平成21年 3月末
ルックスルー方式	43,093	24,910
修正単純過半数方式	4,433	2,805
マンドート方式	—	741
簡便方式(リスク・ウェイト400%)	1,753	—
簡便方式(リスク・ウェイト1,250%)	—	—
合計	49,280	28,457

- (注) 1. ルックスルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式です。
2. 修正単純過半数方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを適用する方式です。
3. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
4. 簡便方式とは、ファンド内に証券化商品(メザニン部分、劣後部分)や不良債権等の高リスク商品が含まれていないことが確認できる場合は400%のリスク・ウェイトを適用し、それ以外の場合は1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して、銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額は以下のとおりです。金利ショックに対する経済価値の減少額は、平成20年10月より金利リスク計測の前提となるコア預金を実態にあわせて変更したことを主因に減少しています。

	平成20年3月末	平成21年3月末
金利ショックに対する経済価値の減少額 (VaR (Value at Risk))	48,242	20,531
円貨	44,417	19,163
外貨	3,825	1,368
使用した金利ショックの前提条件		
(円貨)	保有期間6ヵ月、観測期間5年、信頼区間99%	
(外貨)	保有期間6ヵ月、観測期間5年、信頼区間99%	

以上

解説1 リスク・アセットの算出方法

バーゼルⅡでは、第一の柱のリスク・アセット算出方法が、信用リスク、オペレーショナル・リスクとも3種類あり、どの手法を採用するかは、各金融機関が自ら選択します。

<信用リスク計測手法>

手法	概要
①標準的手法	外部格付等を使用し、リスク・ウェイトを決定する手法。
内部格付手法	銀行の内部格付を活用する手法。
②基礎的内部格付手法	各銀行が推計した内部格付毎のデフォルト率等により自己資本比率を算出する(金融庁の承認が必要)。
③先進的内部格付手法	格付毎のデフォルト率に加え、各銀行が推計した債権毎の損失率等により自己資本比率を算出する(金融庁の承認が必要)。

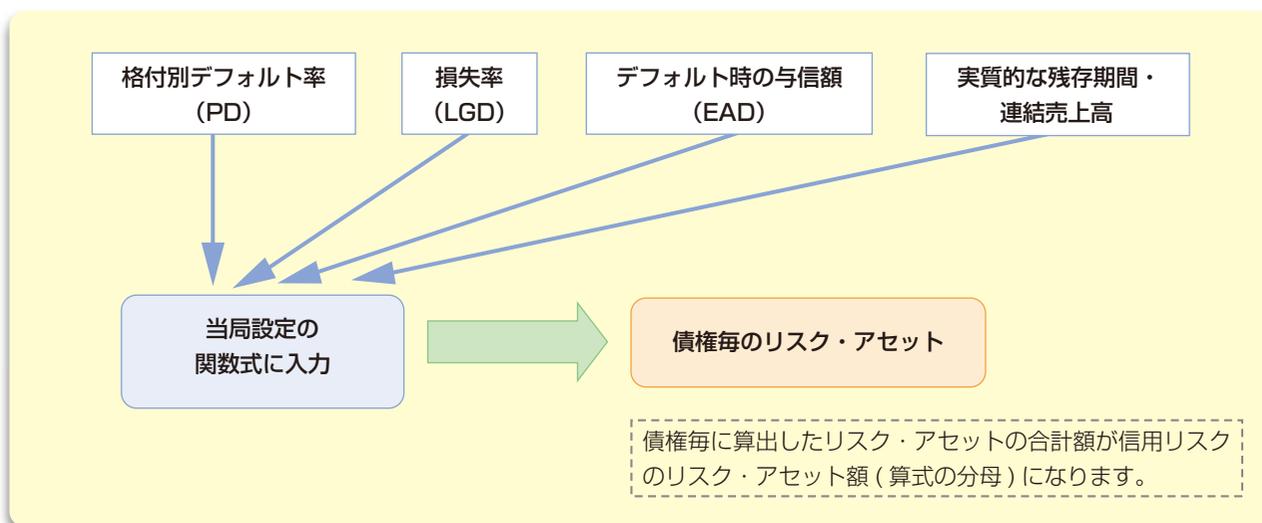
<オペレーショナル・リスク計測手法>

手法	概要
①基礎的手法	粗利益に15%を掛けたものの過去3年間分を平均し算出する手法。
②粗利益配分手法	粗利益を8つの業務区分に配分し所定の掛け目を掛けたものの合計である年間合計額の過去3年間分を平均し算出する手法(金融庁の承認が必要)。
③先進的計測手法	統計的手法で算出する手法(金融庁の承認が必要)。

解説2 信用リスクの算出手法「基礎的内部格付手法」

当行では、「基礎的内部格付手法」により、信用リスク・アセット額を算出しています。「基礎的内部格付手法」では債権毎に定められた関数式によりリスク・アセットを算出します。リスク・アセット額は、格付(格付別デフォルト率)、デフォルト債権の損失率、デフォルト時の与信額、残存期間、連結売上高により決定されます。

<リスク・アセット算出のイメージ>



解説3 オペレーショナル・リスクの算出手法「粗利益配分手法」

当行は「粗利益配分手法」でオペレーショナル・リスクを計測しています。

これは定性的なオペレーショナル・リスク管理態勢を整備し、金融庁から承認を得た銀行が採用できる手法です。

粗利益を下図の8つの業務区分およびその他に配分し、所定の掛目を掛けたものを合計し年間合計額を算出します。過去3年間分の年間合計額を平均したものがオペレーショナル・リスク相当額となります。

さらに、自己資本比率の算出に際しては、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した金額が分母となります。

